



福祉のお仕事 まるわかり BOOK



社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
京都府福祉人材・研修センター





マンガでわかる 福祉の仕事	2
福祉の仕事で、あなたが力を発揮したいのはどの分野？	6
1. 福祉の仕事	
1 高齢者福祉分野	10
2 障がい児・者福祉分野	14
3 児童福祉分野	16
2. 職種と仕事	
1 介護(ケアワーク)系の仕事	20
2 保育系の仕事	23
3 相談・援助・調整(ソーシャルワーク)系の仕事	25
4 保健・医療系の仕事	28
5 栄養・調理系の仕事	29
6 運営・管理系の仕事	29
7 地域づくり系の仕事	30
3. 就職活動	
1 福祉職場の職員募集	32
2 就職活動の流れ	32
4. 就職に役立つ京都府の制度	
1 きょうと福祉人材育成認証制度	52
2 就職・再就職のための資金貸付	54
5. 福祉・介護のホントQ&A	
1 福祉・介護のホントQ&A	58
6. 資料	
1 施設	62
2 資格	73
3 関係機関情報	92
4 京都府福祉人材・研修センターのご案内	94

私、ミヤコ、24歳。

新卒で希望どおりの会社に入ったけど…



ハア～
つかれた

休みの日

あ～あ
どこにも行く気
起きないや



ミヤコ、今
何してるの？

既読
11:36

何もしてない。
毎日ヘトヘト



わっ! 大変～



ウチの仕事は
やりがいが
あって
残業少ないよ

既読
11:38

いいな～

1

福祉の仕事に目覚めたきっかけ

アレコレやりとりして、ユカコの施設で職場体験することに



よし、生き方を変えよう!

勉強して資格を
とろう

私、ミヤコ、25歳。 イエイ
資格を取って、
晴れて介護職に
転職♪

今日から新しい職場で仕事

はじめ♪

おはよう
ございます

ハイ、
おはよー

汗をかいた
から着がえ
たいなあ

わかりました
全部やります
からじっとしてて
ください

詰め所にて

さっき全部着がえ
やってしまったね

ハイ

利用者さんに合わせて
できることをやってもらい
できないところを手助けしてね

翌日

よし
今日は!!

できるところはご自分でやって
いただけますか?リハビリに
なりますよ。できないとこ
ろはお手伝いしますね

2

晴れて介護職員
に!

ハイ

あっお父さん!!
自分で着替え
てるの?

ありがとうございます
おかげで父が少しずつ
自分でできるようになって
きました

全部やってあげることが相手
のためではないんだと
わかった

明日も
ガンバルぞ!!

私、ミヤコ、入職して6年。

社会福祉士の資格をとって相談員に

ではまた
ご連絡さし
あげますね

アカンて

歩行器を使って
歩けるようになり
たいわ

ムリやて

車イスだと
窓の外の
景色が
見えないのよ

でも

う~ん
どうするべきか

よし!!

みんなで考える
場をもとう!!

相談当日

ということで
みなさんの意見
もらえますか

3

相談員のやりがい

練習すれば
歩ける
可能性が
ありますよ

看護師

理学
療法士

転倒の危険性が
ありますので
ご無理はされない
ように ケアマネ
ジャー

わかりました
妻の希望を
叶えてあげて
ください

ゆっくりで
いいですよー

おかげで
外の景色が
見えるよう
になったわ

よかったです

相談員のやりがいは

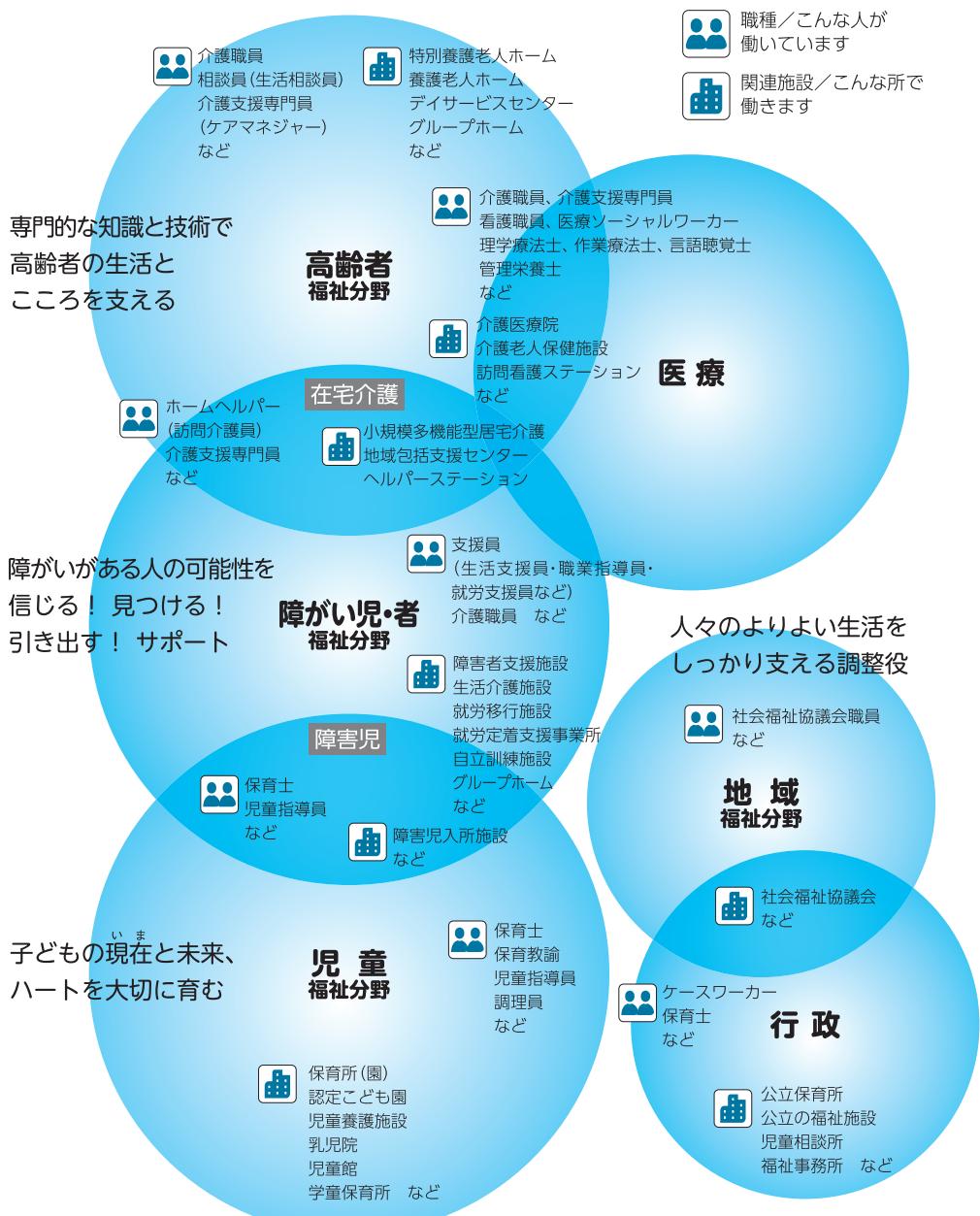
コレだね♪

ありがとう
ございました





福祉の仕事で、あなたが力を発揮したいのはどの分野？



福祉の職場・仕事一覧

			こんな所で働きます	こんな人が働いています	どんな資格が必要?
高齢者福祉分野	入所系サービス	(福祉系) 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム グループホーム 有料老人ホーム 軽費老人ホーム (ケアハウスなど) (医療系) 介護医療院 介護老人保健施設	介護職員	△介護福祉士 △実務者研修 △介護職員初任者研修 など	
			相談員(生活相談員)	△社会福祉士 △社会福祉主事任用資格 など 資格だけでなく現場経験を求められる場合あり	
			介護支援専門員 (ケアマネジャー)	○介護支援専門員	
			看護職員	○看護師 ○准看護師 ○保健師	
			医療ソーシャルワーカー	○社会福祉士 ○精神保健福祉士	
			理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士	
			管理栄養士	○管理栄養士	
			調理員	△調理師(あれば有利)	
			介護職員 相談員 介護支援専門員 看護職員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 調理員・管理栄養士	高齢者福祉分野 入所系サービスに同じ	
			訪問介護員 (ホームヘルパー)	○介護福祉士 ○実務者研修 ○介護職員初任者研修 など	
障がい児・者福祉分野	通所・在宅系サービス	(福祉系) デイサービスセンター 小規模多機能型居宅介護 地域包括支援センター ヘルパーステーション (医療系) 訪問看護ステーション	看護職員	○看護師 ○准看護師 ○保健師	
			支援員 (生活支援員など)	特に資格を必要としない場合が多い △社会福祉士 △精神保健福祉士 △社会福祉主事任用資格	
			介護職員、介護支援専門員 看護職員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 調理員・管理栄養士	高齢者福祉分野 入所系サービスに同じ	
			支援員 (職業指導員、就労支援員など)	△社会福祉士 △精神保健福祉士 △社会福祉主事任用資格 (自動車免許を求められる場合が多い)	
児童福祉分野	サ入所系	生活介護施設 就労移行施設 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)施設	介護職員、介護支援専門員 看護職員 調理員・管理栄養士	高齢者福祉分野 入所系サービスに同じ	
			支援員 (保育所(園)は必須) △幼稚園教諭 △教員免許 △社会福祉士 △児童指導員任用資格 △放課後児童支援員 ※その他、看護職員、調理員・(管理)栄養士、 高齢者福祉分野の入所系サービスに同じ		
	サ通所系	児童養護施設 乳児院 保育所(園) 認定こども園 児童館 など	保育士 保育教諭 児童指導員 看護職員 調理員・管理栄養士		

※△あれば望ましい ○いずれか必須 ◎必須

福祉のお仕事まるわかりBOOK



1. 福祉の仕事

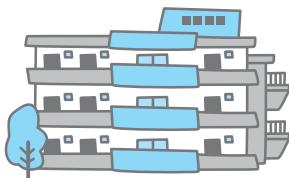
1 高齢者福祉分野



こんなところで働きます

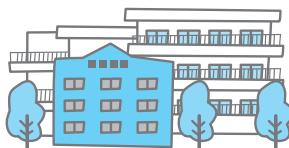
特別養護老人ホーム

寝たきりや重度の認知症など、常時介護が必要で家庭での介護が難しい高齢者が、入居して生活する施設です。



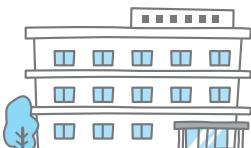
介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療と福祉サービスを併せて提供し、家庭への復帰を目指す施設です。



介護医療院

長期の療養に介護を必要とする人のために必要な医療を提供し、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。



デイサービスセンター

日中、施設への送迎サービスを行い、食事、入浴、レクリエーション活動などにより、生活の質の向上や介護予防に努める施設です。



グループホーム

認知症で介護が必要な人が1ユニット5～9人で、食事、排せつ、入浴など介護職員の支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で生活する施設です。

小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて宿泊や訪問のサービスを組み合わせて、提供する在宅介護サービスです。



ヘルパーステーション

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者宅を訪問して、家事などの生活援助や身体介護のサービスなどを行います。

訪問看護ステーション

かかりつけ医の指示によって看護師が利用者宅を訪問して、看護ケアを行います。

訪問入浴サービス

介護職員が移動式の浴槽を利用者宅に運び込み、入浴介護を行います。



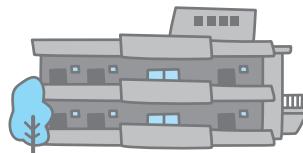
地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう包括かつ継続的なサービス体制を支える地域の中核機関です。



ケアハウス(軽費老人ホーム)

身体機能の低下や高齢などでひとり暮らしが不安な60歳以上の人々に、無料または定額で住居や食事を提供する施設です。

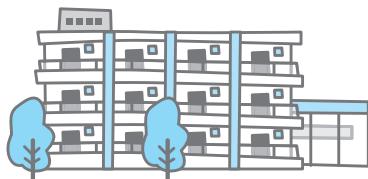


有料老人ホーム

ひとりまたは夫婦で暮らすことが困難だったり、不安を感じている高齢者が、介護などのサービスを受けるため有料で入居する施設です。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者にふさわしいハード(規模・設備)と見守りサービスが義務付けられた高齢者のための賃貸住宅です。



養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由で自宅で暮らすことが難しいものの、身の回りのことは自分でできる高齢者が対象の入居施設です。





こんな人が働いています

介護職員

老人ホームなどに入所している高齢者に対し、生活全般にわたって援助を行います。

<主な資格>

介護福祉士

実務者研修

介護職員初任者研修 など



相談員（生活相談員）

主に施設に入所している高齢者やその家族に対し、各種の相談や援助、援助計画の立案・実施、また、関係機関との連絡・調整を行います。

<主な資格>

社会福祉士

社会福祉主任用資格 など

※資格だけでなく現場経験を求められる場合あり



介護支援専門員

(ケアマネジャー)

要介護、要支援状態にある高齢者やその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡・調整を行います。

<主な資格>

介護支援専門員



看護職員

傷病者などに対し、療養上の世話や診療の補助を行います。

<主な資格>

看護師

准看護師

保健師



理学療法士

病気やけがや加齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人たちに 対し、自立した日常生活を送ることができるように、運動療法などを行います。

<主な資格>

理学療法士



作業療法士

身体や精神に障がいのある人を対象に、主としてその応用的動作能力、または社会的適応能力の回復を図るために、医師の指示のもと、手芸や工作、遊びや生活行為などを通じ、治療や指導、援助を行います。

<主な資格>

作業療法士



言語聴覚士

音声機能や言語機能、または聴覚に障がいのある人を対象にその機能の維持・向上を図るために、言語訓練、その他の訓練をはじめ、必要な検査や助言、指導などの援助を行います。

<主な資格>

言語聴覚士



管理栄養士

管理栄養士は利用者のさまざまな症状などに基づき、食生活に関する栄養指導や献立の作成、食材の発注、食事指導など集団の栄養・食事の管理指導を行います。

<主な資格>

管理栄養士



訪問介護員(ホームヘルパー)

介護が必要な虚弱や寝たきり、認知症などの高齢者や障がい者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助、外出時における移動の介護、相談・助言、その他必要な日常生活の援助を行います。

<主な資格>

介護福祉士

実務者研修

介護職員初任者研修 など



2 障がい児・者福祉分野



こんなところで働きます

生活介護施設

入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動の支援や生産能力向上のために必要な援助を行います。

就労移行施設

一般企業などへの就労を希望する障がい者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行います。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)施設

機能訓練は、自立した社会生活や日常生活を営むことができること、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を目指します。

就労継続訓練(A型・B型)施設

一般企業などに就職することが難しい障がい者に、就労の機会や生産活動などの機会を提供します。A型(雇用型)とB型(非雇用型)があります。



グループホーム

知的・精神障がい者で、昼間は就労継続支援や生活介護などの支援を受けている人が、夜間や休日に共同で生活する居住場所です。

障害者支援施設

施設に入所する障がい者に対し、生活介護や、相談など日常生活上の支援を行う施設です。

居宅介護サービス事業所

入浴、掃除など、日常生活を送るための支援をします。いわゆるホームヘルプサービス(高齢者のヘルパーステーションと併設されている場合もあり)です。

障害児入所施設

障がいのある児童が入所し、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。



こんな人が働いています

生活支援員

施設などで障がい者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行うほか、創作・生産活動にかかわります。

<主な資格>

特に資格を必要としない場合が多い

社会福祉士

介護福祉士

介護職員初任者研修

社会福祉主任任用資格

精神保健福祉士



職業指導員

利用者の意向や適性に合わせて、パソコン、印刷、木工や農園芸などの技術を指導、援助するなど、職業上の技術を習得させる訓練、指導を行います。

<主な資格>

特に資格を必要としない場合が多い

社会福祉主任任用資格

※技術指導ができる一定の経験や技能、自動車免許を求められることが多い



就労支援員

就労を目指す人を対象に、職場実習や就職活動に関する支援を行うとともに、実習先や就職先の開拓、職場定着のための就職後の訪問・相談など支援を行います。

<主な資格>

特に資格を必要としない場合が多い

※職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援などの経験があると望ましい。自動車免許を求められることが多い



※このほか、看護職員、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)などの方が働いています。

3 児童福祉分野



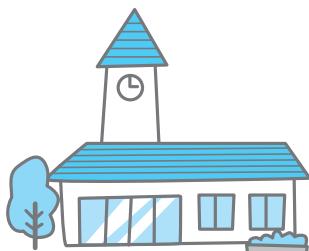
こんなところで働きます

保育所(保育園)

共働きなどで家庭内では保育が困難な0歳から就学前までの乳幼児を預かり、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもと、養護と教育を一体的に行う施設です。

認定こども園

家庭との連携を図りながら就学前の子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に行う施設です。



児童養護施設・乳児院

児童養護施設は何らかの要因で保護者との生活が困難な児童(2歳から18歳まで)を養育する施設です。

乳児院は乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む。)を養育する施設です。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。



児童館

地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情緒を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが放課後や夏休み、長期休暇に利用する施設です。





こんな人が働いています

保育士

保育所や児童養護施設などの児童福祉施設で子どもたちの保育を行います。

<主な資格>

保育士(保育園は必須)

保育教諭

認定こども園に勤めている保育士と幼稚園教諭の両方の資格を保有する職員で、子どもたちの教育及び保育を行います。

<主な資格>

保育士、幼稚園教諭



児童指導員

家庭の事情や障がいなどのため、児童福祉施設で生活を送っている0～18歳までの児童を親など保護者に代わり、健全に成長するように生活指導します。

<主な資格>

児童指導員任用資格

家庭支援専門相談員

虐待などの家庭環境上の理由により入所している児童の保護者などに対して、相談援助などの支援を行います。

<主な資格>

社会福祉士、精神保健福祉士



調理員(調理師)

栄養士が作った献立により、園児・職員が食べる給食を作ります。

<主な資格>

調理師



*このほか、幼稚園教諭、(管理)栄養士、児童指導員、看護職員、児童厚生員、放課後児童支援員などの方が働いています。

福祉のお仕事まるわかりBOOK



2. 職種と仕事

職種ごとの職場と仕事の内容

社会福祉の職種・職場・資格全体をみてみると…

次にあげた項目は、社会福祉の職種をおおまかに分類したものです。

分野を超えて存在する職種もありますが、分野によって、仕事の内容がかなり異なる場合もあります。

1 介護(ケアワーク)系の仕事

高齢者や心身に障がいのある方の支援を身体面の介護を中心に行います。

主な役割

高齢者や障がい者の意思決定と日常生活の自立を支援します。食事や入浴、排せつ、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。

具体的な職種・活躍できる職場

ケアワーカー(介護職員、介助員)

訪問介護員(ホームヘルパー)など

主に高齢者、身体障がい者、知的障がい者分野の施設・事業。

(障がいがある子どもの場合には保育系の職員が主に対応する)

特別養護老人ホーム、身体障害者施設、知的障害者施設、介護老人保健施設、デイサービスセンター、ホームヘルプ事業、訪問入浴事業など。

各職種の関係資格

介護福祉士

介護職員初任者研修、実務者研修

介護(ケアワーク)系の仕事一日(例)

●特別養護老人ホームの介護職員の場合

24時間を通して、入所利用者の健康管理と身体機能を維持するための業務を行うため、早番・日勤・遅番・夜勤などシフト勤務となります。食事や着替え、入浴、口腔ケア、おむつ交換などの排せつ、ベッドから車いすへの移乗など、生活していく上で必要な動作への身体介護が中心業務となります。個室ケアのユニット型と多床室の従来型によっても人員配置が異なります。



※この他に早出勤務や遅出勤務などがあります。

●訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)の場合

要介護者の在宅生活を支える為、自宅を訪問し、身体介護や生活援助のサービスを行います。身体介護は利用者の身体に直接触れて行う食事・入浴・排せつなどの介助で、生活援助では、調理・掃除・買い物など、暮らしに必要な家事の援助や代行を行い、日常生活をサポートします。

1日5時間勤務の場合

7:00 ←出勤
7:20 ←Aさん宅訪問 1H
8:20 ←移動
9:00 ←Bさん宅訪問 1.5H
10:30 ←移動
11:20 ←事務所にてまとめ・事務連絡 1H
12:20 ←退社・事務整理

●通所介護(デイサービス)の介護職員の場合

日帰りで、食事、入浴、機能訓練などのサービスを提供します。9時頃からワゴン車などで利用者の自宅へ迎えに行き、施設到着後、まずは体温・血圧を測定し、利用者の健康状態を確認。その後、入浴介助などを行います。昼食をはさんで、レクリエーションや体操を行い、合間に爪切りなどの整容、介護記録やトイレ誘導を行い、最後におやつを提供して、帰宅送迎する流れとなります。

1日8時間勤務の場合

8:30	←出勤
8:45	←送迎出発
9:30	←お茶出し・バイタルチェック
10:30	←入浴介助・リハビリ
12:00	←昼食準備・食事介助
13:00	←寝床準備・寝覚介助・談話
14:00	←リハビリ体操・レクリエーション
15:00	←おやつ準備・介助
16:00	←送迎出発
17:00	←記録の記入・翌日の準備
17:30	←勤務終了・退勤

*こちらで紹介している勤務形態はあくまで一例であり、実際と異なる場合があります。

1か月の勤務(特別養護老人ホーム職員の例)

日	月	火	水	木	金	土
1 夜勤 17:00 ~ 10:00	2 夜勤明け	3 休み	4 休み	5 日勤 08:45 ~ 17:30	6 遅出 11:00 ~ 20:00	7 夜勤 17:00 ~
8 夜勤明け ~ 10:00	9 休み	10 早出 07:00 ~ 16:00	11 日勤 08:45 ~ 17:30	12 日勤 08:45 ~ 17:30	13 休み	14 遅出 11:00 ~ 20:00
15 日勤 08:45 ~ 17:30	16 休み	17 日勤 08:45 ~ 17:30	18 早出 07:00 ~ 16:00	19 夜勤 17:00 ~ 10:00	20 夜勤明け	21 休み
22 休み	23 日勤 08:45 ~ 17:30	24 夜勤 17:00 ~ 10:00	25 夜勤明け	26 休み	27 早出 07:00 ~ 16:00	28 日勤 08:45 ~ 17:30
29 夜勤 17:00 ~ 10:00	30 夜勤明け	31 休み				

夜勤を2日勤務とみなし施設の例です。あくまで一例であり、実際と異なる場合があります。

2 保育系の仕事

集団生活を通じ、子どもの食べる、眠る、排せつするなどの基本的な生活習慣や社会性を育てることが主な仕事です。

主な役割

保育所(園)、乳児院、障害児施設、児童養護施設などの児童福祉施設に勤務し、子どもの保育・療育にあたります。

具体的な職種・活躍できる職場

保育士

主に児童分野の施設・事業(障がい者(大人)の場合には ①介護系の職員が主に対応する)
保育所(園)、児童養護施設、乳児院、心身障害児施設など。

各職種の関係資格

保育士

保育教諭(保育士 + 幼稚園教諭)

児童指導員任用資格

子育て支援員

保育系の仕事の一日(例)

●保育所(園)の保育士の場合

保護者の就労時間によって保育の時間は変わりますが、おおむね朝7時30分から夜7時ごろまでです(夜間保育所)。保育士は、園児の食事や睡眠、遊びや活動について見守り、援助をします。保育は家庭生活と連続しており、保護者との会話や連絡ノートなど、家庭との連携も大切な仕事のひとつです。これらの合間に会議などもあります。

●児童養護施設の 児童指導員・保育士の場合

最近の施設は、子どもたちの生活集団を小規模化する傾向にあり、施設ごとに生活の仕方も異なります。朝は、食事づくりや起床・登校準備の援助などにはじまり、掃除・洗濯などの業務があります。子どもたちが帰ると、おやつを食べながら学校での出来事や翌日の予定について話し合い、生活の様子の把握に努めます。夕食後は、テレビを見るなどして団らんの時間を過ごし、幼児への本読みや明日の通園・通学準備の確認など、就寝まで必要な援助を行います。職員は交替で宿直業務に就きます。

日勤

8:15	←出勤
8:30	←園児登園
9:00	←園庭で子どもと遊ぶ
11:00	←教室で折り紙
11:40	←給食(昼食)
12:30	←午睡(睡眠)
12:45	←日誌の記入・職員会議
14:30	←子どもを起こす・おやつ
14:45	←紙芝居などで子どもと遊ぶ
16:00	←園児降園
16:30	←引き継ぎ
17:00	←勤務終了

夜勤

13:00	←出勤
13:15	←引き継ぎ
13:25	←帰宅の出迎え
14:00	←勉強を見る・おやつの準備
15:55	←保育園時のお迎え
17:00	←夕食の準備
18:00	←夕食休憩
19:10	←入浴の世話
19:45	←洗濯
20:00	←就寝の準備
23:30	←掃除
0:30	←処遇日誌の作成
1:50	←就寝
6:30	←起床・朝食の準備
7:10	←朝食
8:00	←登校見送り
8:15	←掃除
9:00	←病気の子どもの対応
10:00	←引き継ぎ
10:30	←昼食の準備
12:00	←昼食
13:00	←洗濯物の取り込み
13:15	←引き継ぎ
14:00	←勤務終了

※こちらで紹介している勤務形態はあくまで一例であり、実際と異なる場合があります。

3 相談・援助・調整(ソーシャルワーク)系の仕事

利用者の生活全般の相談に応じて助言・援助、精神的なサポートを行います。共通していることはケースワークやグループワークといった援助技術を活用して利用者の意思決定と自立を支援する仕事で、ソーシャルワーカーという総称で呼ばれることもあります。

主な役割

生活支援員・生活相談員

主に、高齢者施設やデイサービス、障害者施設に勤務しています。同じ職名でも施設の種別により職務内容が異なります。介護職員が配置されている施設では、1施設の配置数が1～2名と少なく、入退所の手続きやサービス計画、生活相談や家族との連絡調整を主な業務としています。

作業指導員

知的障がい者の授産施設・更生施設などにおいて作業指導を行います。

職業指導員

児童福祉施設、身体障害者施設において職業的自立を果たすために必要な技術の指導援助を行います。

児童指導員

児童福祉施設などに勤務し、保育士とともに児童の生活上の援助を行います。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険制度において、要介護者などからの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、市町村や居宅サービス事業所、介護保険施設などとの調整や介護サービス計画の作成などを行います。

具体的な職種・活躍できる職場

生活相談員、生活支援員、職業指導員、作業指導員、行政福祉担当職員(福祉事務所等)、社会福祉協議会職員、生活困窮者自立支援事業相談員、地域包括支援センター職員
生活相談員は高齢分野の施設・事業所。

生活支援員、職業指導員、作業指導員は障害分野の施設・事業所。

行政福祉担当職員は、福祉事務所や児童相談所のソーシャルワーカー等(行政)

社会福祉協議会職員は、生活福祉資金貸付事業相談員、地域福祉権利擁護事業専門員等

生活困窮者自立支援事業職員は、相談支援員、就労支援員、家計改善事業従事者等

地域包括支援センター職員は、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士

その他、医療機関で働く医療ソーシャルワーカーなどの仕事があります。

児童指導員

児童福祉施設

介護支援専門員(ケアマネジャー)

居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)、介護保険関係入所施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設))など

各職種の関係資格

社会福祉士、精神保健福祉士

社会福祉主任用資格、児童指導員主任用資格

介護支援専門員(ケアマネジャー)

相談・援助・調整(ソーシャルワーク)系の仕事の一例(例)

●障害者支援施設(施設入所支援+生活介護など)の生活支援員の場合

生活支援員は暮らしの援助者として活躍します。

入所型の生活施設は、24時間利用者を見守りながら、生活全般の援助を行います。

日勤

8:30	←出勤
9:00	←朝礼・報告・連絡事項の確認
9:30	←作業指導・陶芸作業の準備・作業介助
10:30	←散歩の誘導
10:55	←作業の再開
11:25	←片づけ
11:35	←配膳準備・昼食
12:30	←昼休み
13:30	←リハビリ(散歩)
14:45	←おやつ配り
15:00	←入浴介助
17:00	←夜勤者との引き継ぎ
17:30	←勤務終了・退勤

夜勤

17:00	←出勤・引き継ぎ・洗濯
17:30	←夕食・食事介助
18:30	←片づけ
20:00	←就寝の準備
21:15	←生活記録の記入
21:50	←見回り・生活記録の記入
6:00	←利用者の起床介助
7:30	←朝食
8:30	←朝の運動指導
9:00	←朝礼
9:30	←勤務終了・退勤

●障害者福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援B型など)の作業指導員の場合

障害者福祉サービス事業所の場合、作業(職業)訓練の担当と生活支援の担当に大別されます。作業(職業)指導員の業務は、具体的には利用者ごとに本人の希望、障がいの程度などから作業の内容を決め、その技術指導や自立に向けての援助を行います。また、品物の受注・納品や営業活動なども行います。



※こちらで紹介している勤務形態はあくまで一例であり、実際と異なる場合があります。

4 保健・医療系の仕事

看護職は、医師の医療行為を支えるとともに利用者の日常的な健康管理や衛生管理、医療的なケアを行います。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士は、身体の障がいの機能回復や日常生活への復帰を図るリハビリテーションを行います。

義肢装具士は、障がいのある方の義肢などを製作します。

主な役割

看護師

入所者の日常の健康管理を中心的に行います。

理学療法士

障がいのある人たちに対し、運動療法、温熱・電気などを使った物理療法などの理学療法を提供し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図るための援助を行います。

作業療法士

工作や手芸などの作業を通じて、機能回復や機能低下の予防を図るための援助を行います。

具体的な職種・活躍できる職場

看護師、保健師

ほとんどすべての分野の施設・事業、訪問看護ステーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、臨床心理士

高齢者、身体障がい児・者分野の施設・事業

高齢者、身体障がい者の社会福祉施設、老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)、訪問リハビリテーションなど

5 栄養・調理系の仕事

利用者の食事を支える仕事です。

主な役割

管理栄養士

献立の作成、食材の発注、調理員に対する栄養に関する知識の向上などの指導、給食施設の衛生管理、さらには個々の利用者の状態に応じた献立の作成、栄養指導を行います。

調理員

栄養士の作成した献立に基づき、利用者の個々の状況に合わせた食事づくりを行います。

具体的な職種・活躍できる職場

栄養士、調理員

ほとんどすべての分野の施設・事業

各職種の関係資格

栄養士、調理師

6 運営・管理系の仕事

事務・経理、そして施設長などの管理系の仕事があります。

主な役割

事務職員

施設の経理、庶務全般を行います。

具体的な職種・活躍できる職場

事務職員、施設長

ほとんどすべての分野の施設・事業

各職種の関係資格

社会福祉主任用資格

事務職員には、資格要件はありませんが福祉に対する理解や基礎知識、簿記やパソコンなどの知識が望まれます。

7 地域づくり系の仕事

安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや地域での見守りなどの地域福祉活動などの地域づくり事業を、多くの社会福祉事業者が推進しています。ふれあいサロンやこども食堂など地域のニーズに合わせた多くの活動があります。

主な役割

地域福祉の推進を目的とする代表的な団体が社会福祉協議会です。地域住民や社会福祉施設、民生委員・児童委員協議会、行政などと連携して、地域推進の仕事に取り組んでいます。また、各社会福祉施設においても、他の仕事と兼務しながら地域づくりの仕事をする職員がいます。

具体的な職種

地域福祉活動専門員、ボランティアコーディネーター、地域支援コーディネーター

地域住民の交流の場づくりやボランティア活動のサポート、見守り活動、住民同士の助け合い活動等の地域福祉活動づくりを行います。

各職種の関係資格

社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主任用資格

福祉のお仕事まるわかりBOOK



3. 就職活動

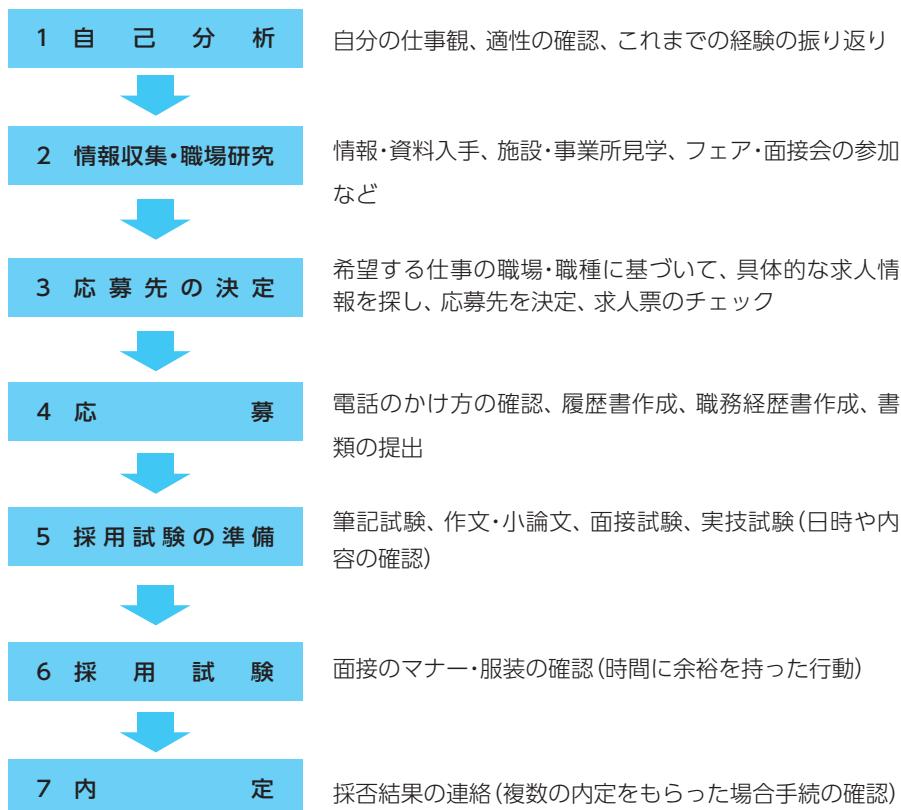
1 福祉職場の職員募集

福祉の職場の職員募集は、①定期採用、②欠員募集、③新規施設の開設・新規事業の開始に伴うものがあります。なかでも、年度途中の求人である②欠員募集、③新規施設の開設・新規事業の開始に伴う募集が多いのが特色です。

福祉施設・事業所の種類や規模によっても募集・採用の時期などが異なりますので、まずは希望する福祉施設・事業所の採用活動の特徴をよく理解した上で、就職活動を始めましょう。採用活動の状況を調べるには、①インターネットで調べる、②直接施設に問い合わせる、③京都府福祉人材・研修センター(p94)に問い合わせるなどの方法があります。

2 就職活動の流れ

具体的な就職活動をする前に、就職活動の流れとポイントを把握しましょう。



1 自己分析

福祉の分野で働く自分をイメージし、「自分はどのような仕事に就きたいのか」、「自分に何ができるのか」、「就職した先でどうしていきたいのか」などを考え、書き出してみます。

言葉で相手に自分自身のことを説明できる程度に整理することで、希望する仕事やその適性を自分なりに明らかにすることができます。もちろんこれは、就職活動の中で変化したり、注目する部分が変わったりすることもありますので、就職活動中に繰り返される作業です。

また、このような作業のうえで選択した職場や職種であれば、自己分析の内容は採用試験の作文・面接などの基礎資料にもなり、相手への説得力が増します。

2 情報収集・職場研究

自己分析に基づいて、自分の希望する仕事はどのような職場・職種なのか、そのために必要な資格は何か、求人や業界の動向などを把握します。

京都府福祉人材・研修センター(p94)をはじめとして就職の専門相談窓口、学校の就職支援室の利用や、就職フェア、面接会、就職セミナー、見学会、交流会などにも参加して積極的に情報を集めましょう。就職フェアや面接会では、求人施設・事業所の採用担当者から職場の特徴や採用試験についての話を直接聞くことができ、一度に多くの情報収集が可能です。

求人票(*1)、施設・事業所のホームページなどである程度応募先を絞り込むことができたら、施設見学や職場体験(*2)を通して職場や職種の雰囲気や内容を把握するとよいでしょう。多くの施設・事業所が施設見学の受け入れを行っています。

*1 求人の内容は、「福祉のお仕事」やその他の求人サイトを利用して自宅でも調べることができます。

*2 京都府福祉人材・研修センターでは、半日～1日で施設を見学・就職体験できる「1Dayチャレンジ」を実施しています。詳細は、京都府福祉人材・研修センターのホームページ「フクジョブ」をご参照ください。



3 応募先の決定

集めた情報を整理し希望する仕事の職場・職種などが明確になったら、次は仕事内容や給与など具体的な勤務条件を検討し、求人票と照らし合わせながら応募先を決めていきます。疑問や不明な点は、学校の先生や先輩、福祉人材センターなどに質問し、できる限り解決しておくとよいでしょう。実際の求人票の条件に関することは、求人票を紹介した窓口や求人施設・事業所に尋ねます。

法人のパンフレットやHPで法人の情報を得ることをお勧めします。その法人の基本理念や代表者の考え方を理解しておくと面接にも役立ちます。

求人票のチェックポイント

施設の種別

利用対象者、提供するサービス内容、サービス形態(入所・通所・訪問など)により、さまざまな種類があります。



1つの法人・会社で、複数の施設や事業を運営している場合、個々の施設・事業所で職員を採用するか、法人・会社で一括採用し、個々の施設・事業所に配属します。いずれの採用方法であっても、法人・会社内の人事異動により他の施設・事業所に異動となることもあるため、確認しましょう。

職種・仕事内容

配属されている職員や職員数は、施設や事業により異なります。



同じ職種名であっても、施設・事業所によっては仕事内容が多少異なります。施設が独自で使用している職種名が記載されている場合もあります。仕事内容を確認しましょう。

雇用の形態

正規職員と非正規職員があり、雇用形態によって仕事内容、勤務時間、給与、休日など雇用条件が異なります。



契約の期間の定めがない(定年を除く)職員を正規職員、1年間など何らかの期間の定めがある職員を非正規職員と言います。非正規職員の中には、正規職員と同じくフルタイムで働く職員(嘱託、契約、臨時など)と、正規職員より短い時間や日数を働くパートタイム職員(非常勤、パート、アルバイトなど)がいます。

希望する施設・事業所の正規職員の募集がない場合、別の施設・事業所を探す前に、フルタイムの非正規職員採用がないか確認してみましょう。非正規職員として施設で業務体験を積みながら正規職員の採用を待つという選択肢もあります。

応募の条件

福祉資格、学歴、新卒学生の取り扱いなど、応募に必要な条件が記載されます。いずれも条件が「必須」か「希望」かをよく確かめましょう。送迎や訪問のある施設・事業所の場合には自動車免許が求められることがあります。



要件を満たさない項目がある場合でも選考の対象となることがありますので、積極的に相談窓口または施設・事業所に確認しましょう。

給与

基本給(常勤は月給、非常勤は日給または時給が主)のほかに各種手当などが記載されます。手当には一律手当と、夜勤手当・宿直手当・通勤手当など個々の勤務状況に応じて支払われる手当があります。一律手当は基本給に含まれて表記されていることがあります。正規職員は賞与の支給月数が記載されています。

休暇

有給休暇は、雇用された日から6ヶ月継続勤務し、そのうちの全労働日の8割以上出勤した場合に付与されます。日数は勤務年数と1週あたりの勤務日数によって異なります。非常勤職員(週の労働日数が4日以下)でも付与されることがあります。

社会保険

4種類の保険があり、雇用形態によって加入の義務が異なります。いずれも本人の意思により個人で加入手続きをするのではなく、条件を満たした場合は必ず施設・事業所の責任において加入します。労災以外は保険料を一部自己負担し、給与はこれを差し引いたものが支払われます。

種類	正規	非正規
労災保険(業務上や通勤上で被った病気や怪我、死亡などの災害の保障)	加入	加入
雇用保険(失業時の保障)	加入	フルタイムは加入。パートタイムは31日以上雇用される見込みがあり週の労働時間が20時間以上の場合に加入
健康保険(業務上や通勤上「以外」の原因による病気や怪我、死亡などの保障)	加入	正規職員の所定労働時間・日数の概ね4分の3以上の労働である場合に加入
厚生年金(老齢や障害、死亡などの際の長期給付の保障)	加入	正規職員の所定労働時間・日数の概ね4分の3以上の労働である場合に加入

その他

求人情報のPR欄などで次のような点についても確認してみましょう。
・運営方針・勤務地(複数存在)・福利厚生・職員の勤続年数、平均年齢・研修制度・育児・介護休暇などの充実・ボランティア活動や見学の受け入れ状況
*「福祉のお仕事」ホームページではこれらの情報も提供しています。

勤務日数・時間

勤務時間は、福祉に限らずどのような仕事も、原則1日8時間、1週40時間が上限です。8時間を超える勤務の場合には1時間、6時間を超える勤務の場合には45分の休憩時間を取りことも法律で決まっています。
※従業員数10人未満の小規模の福祉施設では特別に上限が44時間。

退職金



退職金制度の有無について確認しましょう。

多くは正規職員のみに適用されています。

4 応 募

応募する職場の採用担当に連絡し、応募方法などを確認し必要書類を準備します。

電話のかけ方、留意点、確認するポイント

- メモを準備して静かな場所から電話します。
- 学校名(学生の場合)と名前(フルネーム)を名乗り、簡単に用件を説明して担当者につなげもらいます。
- 改めて学校名(学生の場合)と名前(フルネーム)、用件を話し、相手の都合を尋ねます。
例)「お忙しいところ失礼いたします。私、○○学校の○○△△と申します。このたびそちらの〇月採用の介護職員の求人票を拝見しました、ぜひ応募したくお電話しました。お時間よろしいでしょうか?」
- 聞き逃した場合は遠慮せずに確認します。
- 次回電話をかける時のために、最後に担当者の名前(フルネーム)、部署名、直通の連絡先を確認し、お礼を言ってから電話を終えます。
- 電話を切るときは、先方が電話を置いたことを確認してから切ります。

注意点

緊張のあまり一方的に早口に話してしまいがちです。適度なスピード、ていねいな言葉使いで話し、十分に相手の話を聞くように心がけましょう。

履歴書の作成

履歴書は提出書類の基本であり、内容はもちろん記入の仕方から社会人としての常識が評価されます。

書く前の注意点

- 指定がない限り、手書き、パソコンいずれでもよい。
- 手書きの場合は、黒のボールペンか万年筆で記入する。書き間違えたら最初から書き直す(修正液などは使わない)
- 文字の上手下手ではなく、ていねいに書くことを心がける。
- 年は指定がない限りは「昭和」「平成」「令和」の元号を使う。数字は算用数字。
- 振り仮名は「ふりがな」と書いてあればひらがな、「フリカナ」と書いてあればカタカナ。

書き終えたらチェック

- 誤字・脱字はないか、記入漏れはないか、必ず確認する。
- 応募書類一式のコピーを取っておく。

①日付

- ・履歴書の提出日(郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日)

②写真

- ・スナップ写真不可
- ・正面上半身を無背景、無帽で概ね3ヶ月以内に撮影したものの
- ・ネクタイ・スーツ着用がベスト

③生年月日

- ・提出日時点の年齢(履歴書内は西暦か和暦に統一する。通常は和暦を使用)

履歴書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

ふりがな ふく し あい こ

氏名 福祉 愛子

平成〇〇年12月24日生 (満〇〇歳)

写真をはる位置

写真をはる必要がある場合

1.縦 36~40mm
横 24~30mm2.本人単身胸から上
3.裏面のりづけ**④現住所**

- ・マンション、アパートの名称、部屋番号も略さない

電話075-
252-〇〇〇〇

ふりがな きょうとしなかぎょうく〇〇〇ちょう

現住所 〒604-〇〇〇〇

京都市中京区〇〇町10番地 ハッピーマンション〇〇号室

電話090-
1234-〇〇〇〇

ふりがな

連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)

⑤電話

連絡がつきやすい連絡先(携帯、固定両方を書いているのがベスト)

年	月	学歴・職歴(各別にまとめて書く)	
		学歴	
平成〇〇	3	京都市立〇〇中学校 卒業	
平成〇〇	4	京都府立〇〇高等学校普通科 入学	
平成〇〇	3	京都府立〇〇高等学校普通科 卒業	
平成〇〇	4	〇〇大学経済学部経済学科 入学	
平成〇〇	3	〇〇大学経済学部経済学科 卒業	
		職歴	
平成〇〇	4	むつき株式会社 入社	
		総務部庶務課に配属	
平成〇〇	12	むつき株式会社 退社	
平成〇〇	4	株式会社如月 非常勤職員として入社	
		営業部第1課配属	
令和〇〇	3	株式会社如月 期間満了のため 退社	
令和〇〇	6	株式会社弥生より卯月株式会社へ営業事務業務で派遣	
		(令和〇〇年3月まで)	

⑥学歴

- ・学校の入学および卒業(修了)の経験を古い順から記載、どの時点から記入しても差し支えないが、原則として最終学歴の1つ前の学歴から記載
- ・学部、学科、コース、専攻も記載

⑦職歴

- ・古い順から時系列に会社名を正式名称で記載
- ・職歴記載の最後は「以上」

記入上の注意 1. 鉛筆以外の黒または青の筆記具で記入。 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。

3. ※印のところは、該当するものを○で開む。

年	月	学歴・職歴(各別にまとめて書く)
令和〇〇	4	さつき株式会社より水無月大学へ事務職業務で派遣 (令和〇〇年3月夫の転勤のため退職)
		以上

⑧免許・資格

- 取得した順に正式名称
- 現在勉強中で資格取得予定がある場合は〇年〇月取得予定

年	月	免許・資格
平成〇〇	5	普通自動車第一種免許 取得
令和〇〇	12	華道〇〇流 師範取得
令和〇〇	9	介護職員初任者研修 修了
		⑨志望動機、アピールポイントなど ・なぜその法人に応募したいと考えたか、という理由 ・自分の持っている経験や能力を活かし、どう仕事に貢献できるかを盛込む

⑩通勤時間
・通勤最短時間

志望の動機、特技、好きな学科、アピールポイントなど 以前から、人の役に立つ仕事がしたいと思い、夫の転勤を機に福祉関係の仕事に転職を決意いたしました。 介護職は未経験ですが、これまでの仕事で身につけた責任感や我慢強さ、顧客や社内での打ち合わせなどで学んだ対人スキルを貴法人でも活かせると考えております。 また、華道の師範免許を持っており、レクリエーションに役立てたいと思います。 介護職員初任者研修を修了したばかりですが、一日も早く利用者様のお役に立てるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。	通勤時間 約 時間 40 分
	扶養家族数 (配偶者を除く) 0 人
	配偶者 ※有・無 配偶者の扶養義務 ※ 有・無

本人希望記入欄(特に給料・職種・勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入)
介護職員を希望します。
電話に出られない場合は、留守番電話にご伝言頂ければ折り返しご連絡差し上げます。

⑪本人希望記入欄

- 希望の職種、勤務地、条件など
- 特に記載する事項がなければ、空欄にせず、「なし」
- 応募先企業からの連絡をもらう場合の方法などの「通信欄」として用いる

職務経歴書の作成

職務経歴書ってなんですか？

職務経歴書は、履歴書では書ききれない具体的なキャリアややる気を求人先にアピールするためのものです。特に決まった様式があるわけではありませんが、A4タテの用紙に横書きで長くても2枚までにまとめます。

職務経歴書の作成方法は、ハローワークなどでも公開されています。事例をそのまま使うのではなく、自分の職歴に合わせてアピールできる形式で作成します。

<事例1>

福祉職場未経験者職歴 記入例

職務経歴書		令和〇〇年〇〇月〇〇日 福祉 花子(〇〇歳)
【職務経歴】		
■勤務先	株式会社〇〇〇〇 四条烏丸店 平成〇〇年4月～令和〇〇年3月(4年)	
業種	小売業	
職種	販売職	
雇用形態	正社員	
職務内容	婦人服販場にて接客販売、商品ディスプレイ、在庫管理、売上管理	
■勤務先	〇〇カフェ 河原町店 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月(2年)	
業種	飲食業	
職種	接客職	
雇用形態	アルバイト	
職務内容	ホール接客、レジ、売り上げ集計、食材発注	
【免許・資格】	<ul style="list-style-type: none">普通自動車第一種免許(平成〇〇年〇〇月)介護職員初任者研修 修了予定(令和〇〇年〇〇月)	
【志望動機】	<p>近所に住む祖母がデイサービスを楽しそうに利用する姿を見て、自分も多くの方に笑顔になって頂ける介護の仕事がしたいと思うようになりました。</p> <p>貴法人は資格取得制度があり、職員のキャリアアップに力を注いでいるので将来、介護福祉士の資格を取り、利用者様により質の高い介護サービスを提供できる職員になりたいと考えています。</p>	
【自己PR】	<p>スーパー勤務時には、毎年忘年会やお花見の幹事を務め、独自に考えたゲームで参加の方々に楽しんでいただき好評でした。また、カフェで勤務していた時には、高齢のお客様を過ごしやすい席にご案内したり、座布団を用意したりとコミュニケーションを取って、色々工夫する事が得意でした。</p> <p>私は人前で元気に話すことや、その方のペースに合わせて盛り上げていく事が出来ます。デイサービスの利用者様が楽しみにしてくださるようなレクリエーションの企画を考え、多くの利用者様に楽しいひと時を過ごして頂きたいと考えています。</p> <p>笑顔と思いやり、そして利用者の方々への敬意を忘れずに、精一杯努力して参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	

<事例2>

福祉職場経験者職歴 記入例

職務経歴書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
福祉 太郎(〇〇歳)

【経歴概略】

- 〇〇大学福祉学科卒業後、福祉用具販売店に就職
- 社会福祉法人〇〇会に転職
- 特別養護老人ホームで5年間介護福祉士として勤務

【職務経歴】

- 平成〇〇年4月～平成〇〇年3月(3年) 株式会社〇〇 ニコニコ店勤務
(会社概要)福祉用具販売・レンタル業、店舗数12店、従業員数90名
(業務内容)訪問介護事業所のケアマネジャーや介護職員と打合せや調整をし、福祉用具をご利用者様に提供。福祉用具納品、点検、修理。ご利用者様をトータル的にサポート。見積書作成、メーカー発注業務など
- 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月(5年)
社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇苑勤務
(法人概要)介護老人福祉施設、京都府内に3施設を運営、職員数190名
(業務内容)認知症ケアや要介護度の高い利用者様の食事・入浴・排せつなどの身体介護
レクリエーションの提案・実施、勉強会事務局の企画・運営
フロアリーダー経験2年

【保有資格】

- 介護福祉士 取得(平成〇〇年〇月)
- 普通自動車第一種免許 取得(平成〇〇年〇月)

【自己PR】

- 人の話を聞くのが好きで、悩みごとを相談されることも多く、相手の方に気持ちよく話していただく雰囲気を作るのが得意です。
ご家族と離れて寂しい思いをされている利用者様、病気や体の衰えに不安を抱える利用者様に寄り添い、その声に耳を澄ますことができる介護職員になりたいと思っています。
- 福祉用具専門相談員と介護福祉士の経験を活かし、先輩からの学びを大切にして、チームで介護実践ができるよう努力します。
- 介護支援専門員の資格取得に向けて現在、勉強中です。

全般的な書き方のポイント

応募書類に書いた内容は、面接時に採用担当者から質問されることがよくあります。質問されることも想定して書きましょう。

また同じ職務経歴書を使いまわすのではなく、応募する施設によってアピールの方法を工夫しましょう。

○職務経歴 書き方のポイント

(福祉の職歴がある場合)

施設のなかでの役割、どのような仕事をしてきたか、どのような仕事観をもっているか伝わるように書きます。

(福祉の職歴がない場合)

福祉以外の職歴は、福祉の仕事に生かせそうな部分を重点的に書きます。

<記入内容>

- ・勤務先名、在籍年月、雇用形態
- ・勤務先情報
- ・所属、担当職務、役職、担当チーム
- ・実績、表彰
- ・取得した技能、専門知識 など

○志望動機 書き方のポイント

- ・志望動機は面接でも必ずと言っていいほど聞かれる項目です。「なぜその事業所を選んだのか」「どこに魅力を感じたのか」を書く際に考えをよく整理し、説明もできるようにしておきます。
- ・人と関わるのが好き、高齢の方が好きなどの理由も具体的なエピソードも交えて書くとより説得力が出てきます。
- ・応募する法人の理念に対する共感の気持ちや、就職後の新しい職場で「やりたい仕事」、「できる仕事」も志望動機に盛り込むのもよいでしょう。

<記入内容>

- ・興味を抱いたきっかけや応募に至るまでの経緯
- ・その事業者に魅力を感じた理由
- ・新しい職場でやってみたいこと
- ・仕事を通じてスキルアップしたい思い など

○自己PR 書き方のポイント

- ・アピールポイントは、応募先の施設がどのような職種、どんな人を求めているのかよく考えたうえで見つけだすことが大切です。

- ・これまでの仕事を振り返り、自分がどんな仕事をしてきたかを整理します。
- ・成功したこと、失敗したこと、そこで得たことなどを思い出し、その仕事でどのような能力(技術・考え方など)を身につけたかを書き出して自分のアピールポイントを見つけましょう。
- ・福祉の仕事の経験がなくても、接客やクレーム対応など対人交渉の経験があることなどもアピールポイントになります。
- ・「この人と一緒に働きたい」と感じてもらうことが大切です。
例えば、自分の性格をPRする場合、介護や職場のどの場面でどのように役立つかをイメージして書くとより強くアピールできます。

<記入内容>

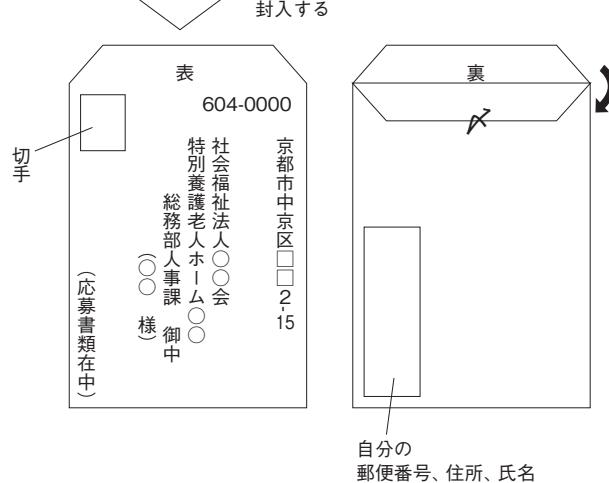
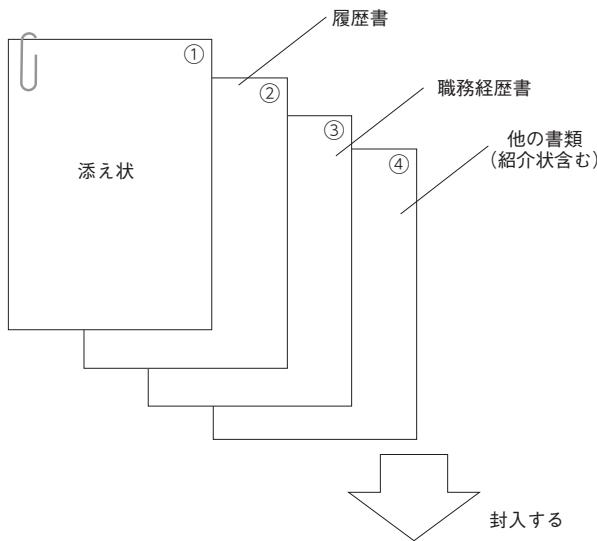
- ・自分のモットー・最も自信のあること
- ・自分の経験とその経験を通して得たこと
- ・仕事に対する思いやスタンス
- ・今までの経験やスキルをどのように活かしたいか など

書類の提出

- 必要書類の不足や誤字・脱字などを確認し、締め切りまでに速やかに提出します。
- 郵送する場合は、問い合わせた担当者宛に添え状(簡単な手紙。時候の挨拶、同封書類のリスト、送付した日付などを記入)を作成し、それを一番表にして、必要書類をクリップ止めするか、クリアファイルに入れるかし、折り曲げずに入る封筒で送ります。※送付方法に指定があるか確認します。
- 事業所・法人の場合には「御中」、個人の場合には「様」を使います。
- 施設・事業所には多くの郵送物が届くので、応募書類を入れている場合は赤字で「応募書類在中」と書くと親切です。
- 提出書類はひと通りコピーを取っておくと、採用試験時に自分が書いたことを振り返ることができ便利です。

添え状記入例

社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇〇 総務部人事課 〇〇様	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〒604-〇〇〇〇 京都市中京区〇〇〇町100番地 福祉 優 TEL:075-〇〇〇-〇〇〇〇	
<p>拝啓 貴会ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。 このたび、京都府福祉人材・研修センターの紹介により、貴会の生活相談員に応募させていただきたく存じます。</p>	
<p>※ P R したい事項があれば記載</p>	
<p>つきましては、面談の機会を与えていただきたく、下記の書類を送付いたしますので御査収のほど、お願い申し上げます。</p>	
敬具	
記	
履歴書 1通 職務経歴書 1通	以上



5 採用試験の準備

福祉の仕事は、福祉サービスを必要とする利用者やその家族などの意思を汲み取りサービスを提供する対人業務が多く、その質も高いものが求められるため、選考方法もその点を反映して「面接試験」が重視されていると考えられます。履歴書などの応募書類による「書類選考」を事前にまたは同時に実行する所も多くあります。

一度に多数の職員を採用する新規開設の施設・事業所の場合など、一般教養や専門知識を問う「筆記試験」を行い、その合格者に「作文・小論文試験」や「面接試験」による選考を行なうという2～3段階の選考も行われています。また、保育や介護などの職種の場合には、実際に業務にあたる様子を見る「実技試験」を行なう場合もあります。

選考の際には「仕事に対する熱意や意欲」と「資格や技能」はもちろん、「福祉に対する考え方」「社会人としての一般常識」など人格や適性が総合的に評価されます。

試験の準備はそれぞれ以下のとおりです。

筆記試験

福祉分野で行われる筆記試験としては、一般常識と論文・作文が見られます。論文・作文は、面接試験の日に、その場でテーマが与えられて実施する場合や、あらかじめ定められたテーマに沿って作成し、応募書類と一緒に送付したり、面接時に持参したりする場合があります。作文のテーマは福祉関連のテーマから志望の動機までさまざまです。

作文・小論文

自宅で事前に書く場合(事前送付または当日持ち込み)と、当日会場で書く場合があります。テーマは福祉関連から一般的なものまでさまざまです。普段から、志望動機や福祉の状況、実習を通して学んだことなどテーマを設定し800～1200字程度に「まとめて書く力」を養います。面接試験の準備にもなります。福祉をはじめとした時事問題に関する雑誌・新聞のコラムや社説を読むと勉強になります。

面接試験

採用者は、応募者の人物を面接場面での動作や態度、表情、服装といった目から受ける印象と、声や話し方といった耳から入る印象で判断します。入室から退室までの動作を練習して、動作に慣れることが大切です。

面接試験は準備が重要です。準備とは、想定される質問に、自分の言葉で回答を整理しておくことです。自分の言葉で話す、というのはマニュアル本から抜き取った表現でなく、自分のこれまでの経験から学んだことや感じたことを、自分の言葉で伝えるということです。

志望動機は必ず質問されますが、「なぜその職場に就職したいのか」「何をやりたいのか」「なぜやりたいのか」という思いと意欲を伝えることが重要です。やってみたい仕事は、できる限り具体的に伝えることが必要です。そのためには事前の職場研究が重要になりますが、やってみないと面白さもわからない仕事もあり、面接の際には面接者の話を謙虚に聞

く姿勢も必要です。

また、自分の長所を相手に伝える時は、過去にあった具体例を出して伝えておくと説得力が増します。その長所が仕事をしていく上で、どのように活用できるかを併せて伝えることができればベストです。

面接中はあらゆることが注目され、審査の基準になります。言葉遣いはもちろん、姿勢、表情、立ち振る舞い、挨拶はきちんとできているか、応答が明快であるかなども見られます。

これらることは急に出来るものではありませんので、日頃から気を配っておくことが望まれます。

実技試験

自分自身を素直に表現することが大切なので事前準備はほとんどありません。当日の持ち物の確認をしましょう。これまでの経験や学びを活かし、学生は実習記録を振り返り、実習担当者や担当教員のアドバイスを参考にしましょう。

6 採用試験

余裕を持って会場に出かけ、入室してから退室するまでが試験と思い、焦らず慌てずのぞみます。

面接のマナー～面接当日～

前日に用意しておくもの(持ち物)

- 提出物**
履歴書や職務経歴書などを当日持参する場合には、絶対に忘れないように!!
- 提出書類コピー**
控え室などで、面接前に志望動機や自己PRなどをパッと確認でき、気持ちを落ち着かせる効果もあります。
- 施設案内パンフレット**
事前に目を通しておけば、面接中に施設について質問されても、焦らず対応できます。
- 地図**
所要時間やルートは事前に調べておきましょう。
- 筆記用具**
重要な連絡事項があればいつでもメモできるように必携です。
- 時計**
面接は時間厳守が大前提です。
- 携帯電話(スマートフォン)**
緊急の連絡の時に役立ちます。ただし、面接中は電源を切っておきましょう
- ハンカチ・ティッシュ**
清潔感のある身だしなみを心がけましょう。

面接時の服装をチェック

身だしなみのマナーは、社会人には必須。何よりも清潔感を与えるように！

①髪型

色は黒が基本。前髪が長い場合はヘアピンで留め、後ろ髪が長い場合はひとつにまとめます。

②ブラウス

色は白が基本です。開襟のものが主流。

③スーツ

色は黒が主流。グレーも可。

④スカート

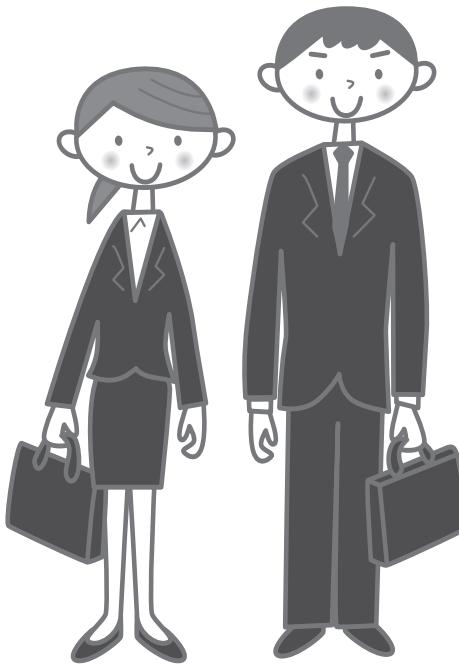
丈は、座ったときに膝が少し出る程度です。

⑤カバン

色は黒が主流。シンプルなもので。

⑥足元・靴

シンプルな黒のパンプス。ストッキングはベージュで。ストッキングの替えを持っていくと安心。



ここ
CHECK!

- ・スカートは短かすぎませんか？
- ・メイクやアクセサリーは派手すぎませんか？
- ・爪はきれいに切られていますか？
- ・スーツにシワはありませんか？
- ・ワイシャツ・ブラウスにシワや汚れはありませんか？
- ・靴はきれいですか？
- ・ポケットはふくらんでいませんか？

①髪型

色は黒が基本。表情がよく見える短髪が好まれます。

②ワイシャツ

色は白が基本。袖は、腕を下ろしたときに、上着から0.5～1cmほど覗く程度が適切です。

③ネクタイ

派手でないものを選びましょう。

④スーツ

色は黒かグレー。一番下のボタンは必ず外します。

⑤カバン

色は黒が主流。A4の書類が十分に入るサイズで、フロアに置いた時に、倒れないスタンディングタイプが望ましいでしょう。

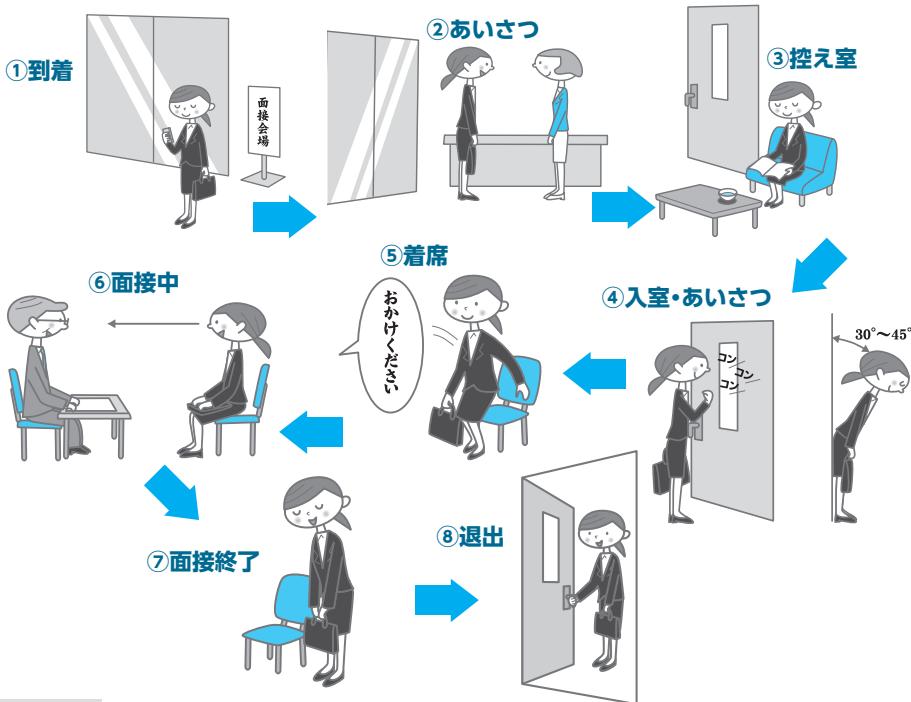
⑥靴下

黒、グレー、紺でシンプルなデザインのもの。肌が露出することのないよう、長めの丈のものを選びましょう。

⑦靴

色は黒。紐付きのシンプルなデザインが主流です。

面接当日の流れ



試験前

- ①会場には早めに入り、落ち着く時間を持ちましょう。携帯電話の電源は切っておきます。
※交通事故などで遅れる場合には、採用担当者に状況を報告し、指示を仰ぎます。応募を取り消す場合にも絶対に無断欠席はしないこと。
- ②採用試験を受けに来たことと、名前を伝えます。
- ③控え室で友人に会ったり、施設・事業所内でOB・OGに会ったりしても、大声で騒がないようにしましょう。

面接

- ①入室前、軽くドアを3回ノックし返事があったら入室します。入室したら後ろ手ではなくドアに向かってドアを両手で閉め、改めて面接官の方を向いて「失礼いたします」と言って一礼します。
- ②椅子の脇に進み、氏名と「本日はよろしくお願ひいたします」と言って一礼します。面接官から「おかげください」とすすめられてから「失礼いたします」と言って座ります。
- ③背筋を伸ばして座りましょう。面接官の目を見ながら、大きい声ではっきりと話します。
※複数面接の場合、他の受験者が話している際には顔を向け話を聞くようにしましょう。
- ④終了後は椅子の脇に立ち「本日はありがとうございました」と言って一礼します。
- ⑤退出時のドアの開閉も十分配慮してください。

7 内 定

最終的な雇用契約には至っていない段階ですので、事業所・施設からの連絡事項は漏れないように把握し、就職までの準備を進めましょう。

採否結果の連絡

採用試験時には試験のこと集中しがちですが、試験後についての確認も重要です。結果通知の方法・期日は予め確認しておきましょう。例え「不採用の場合には連絡をしない」と言われっていても、指定の期日までに連絡がない場合には、積極的に施設・事業所に問い合わせます。別の採用予定がないか確認する機会にもなります。

内定

内定の場合には、施設・事業所から雇用条件を示した労働条件通知書・雇入通知書が交付されます。求人票の条件と変更になっている場合もありますので、就職後のトラブルを防ぐためにも、十分確認し疑問点は積極的に尋ねましょう。

※求人票は雇用契約の条件を示す書類には該当しません。

複数の内定をもらった場合

複数の内定をもらい辞退する必要がある場合には、早めに施設・事業所に連絡します。施設・事業所は辞退が生じた場合に改めて採用活動を行う必要があり、連絡が遅ければ遅いほど迷惑をかけます。学校など紹介した窓口がある場合やOB・OGに相談した場合には、施設・事業所への辞退の連絡の前に報告するようにしましょう。

採用担当者に聞きました！

採用担当者が応募者のどんなところを見て、どんな人を採用したいと考えているのか、「生の声」を聞いてみました。



面接などにおいてマイナスポイントになる発言や行動はありますか。

- ・謙虚さが感じられない。
- ・服装の身だしなみが悪い。
- ・態度や受け答えにおいて丁寧さがない。



応募者によくする質問を教えてください。

- ・なぜ、うちの事業所を選びましたか？
- ・うちの事業所に来て何をしたいですか？
- ・5年後のイメージはありますか？
- ・介護の仕事を一生懸命していても、利用者に怒鳴られることもあります。そのとき、あなたはどう感じてどう接しますか？
- ・(志望動機が介護が好き。お年寄りが好きという方に)なぜ介護が好きですか？お年寄りのどういうところが好きですか？



資格や経験がない場合、どのようなアピールができれば採用に結びつきやすいですか。

「介護するのが好き」「少しずつできることを増やしたい」「辛抱強く頑張りたい」「一生の仕事にしたい」といったことをアピールされたときに、本心から言っていることが見えたら採用に結びつきやすい。

採用するかどうかのポイント

- ・面接では「この人は利用者さんにどういう態度で接してくれるだろうか」を考えながら人柄をみる。誰に対しても丁寧に応対できる方がよい。
- ・思いどおりにならない時、自分の意見を修正できることも必要。我慢強いことはアピールポイントになる。
- ・チームケアをするので十分な介護技術や資格をもっていても自己主張が強い方や時間にルーズな方は採用が難しい。
- ・受け答えに自分の長所をうまく盛り込んでいる。
- ・事業所のことをよく調べてきている。理念に共感している。(事前に法人理念などを調べて志望動機などに盛り込んでいる。)
- ・とりつくろわずに本音で答えている。(本音と思えない模範解答はすぐわかってしまう)
- ・福祉に対する熱い思いが伝わってくる。
- ・応募した理由をきちんと説明できる。

福祉のお仕事まるわかりBOOK



4. 就職に役立つ京都府の制度

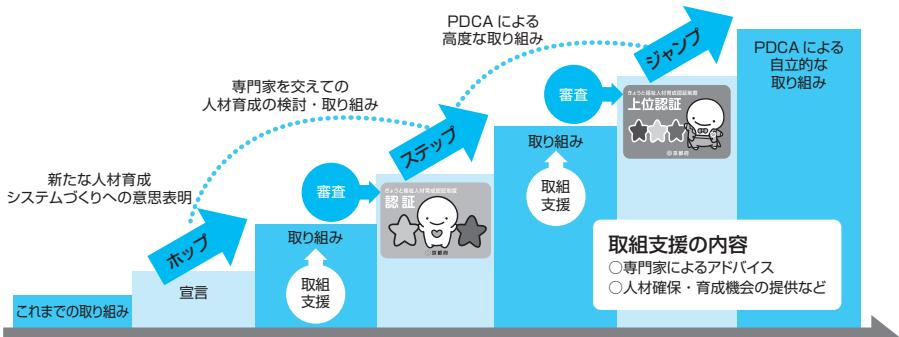
1 きょうと福祉人材育成認証制度

はじめに

「きょうと福祉人材育成認証制度」(以下「認証制度」という。)は、介護・福祉業界の人材確保を喫緊の課題と捉え、人材育成や定着支援、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を認証し、公表する仕組みとして、京都府が平成25年に創設したものです。

学生をはじめとした若者に介護・福祉業界が安心して働く業界であることを、根拠を持って説明していくことが重要であると考え、認証制度をとおして学生や求職者の皆さんにおすすめできる事業所を発信しています。

- 理念**
- 人材育成に取り組む事業所を分かりやすく紹介(業界の「見える化」、若者の参入促進)
 - これからの中核人材の育成
 - 事業所のレベルアップと業界のボトムアップ
 - 若者が目指す業界への転換



1. 宣言

人材育成に取り組むことを介護・福祉事業所が「意思表明」することです。

2. 認証

3分野17項目の基準を設け、すべてを満たした
介護・福祉事業所を京都府知事が認証します。



分野Ⅰ 若者が未来を託せるキャリアパスと人材育成

- ・キャリアパス制度の導入
- ・階層別人材育成計画の策定
- ・新規採用者（中途採用者含む）育成計画の策定
- ・給与体系又は給与表の導入 など

分野Ⅱ ワークライフバランスの実現と風通しのよい職場づくり

- ・休暇取得のための取組の実施
- ・労働時間縮減のための取組の実施
- ・出産・育児・介護と仕事を両立できる取組の実施
- ・組織内コミュニケーションの活性化 など

分野Ⅲ 福祉事業の担い手としての責務と地域への貢献

- ・きょうと介護・福祉サービス第三者評価の受診（受審）
- ・生産性向上（業務改善によるサービスの質の向上）の取組
- ・地域や学校との交流
- ・関係法令の遵守

3. 上位認証

認証を取得後、5分野112項目と数値評価6項目をチェックして実績があると認められた法人は上位認証となります。



上位認証 上位基準と数値評価、独自の取組をチェック!
福祉業界のトップランナーとしての実績があります

チェックポイントは
5分野112項目
+
数値評価6項目

上位基準 5分野112項目				
Wi-Fi icon	Open book icon	Three stars icon	Smiling face icon	Seedling icon
福祉職場の魅力発信	未来を託せるキャリアパスと人材育成	意欲につながる評価と待遇	働きがいと働きやすさ	社会貢献とコンプライアンス

数値評価 6項目				
Donut chart icon	Donut chart icon	Calendar icon	Clipboard icon	Bar chart icon
離職率	新卒者の離職率	有給休暇	第三者評価	資格取得
				社員アンケートによる改善取組

京都府が認証した事業所については、ここで検索！

人材育成の取組内容などを公表しています。

<https://kyoto294.net>

京都福祉情報サイト
kyoto294.net

2 就職・再就職のための資金貸付

1 介護人材再就職準備金貸付事業

介護職場に再就職される方に、準備金 最大40万円をお貸しします。

2年間継続して勤務した場合は**全額返還免除**。

介護人材再就職準備金貸付

貸付額
40万円まで

貸付回数
1人1回限り

無利子

貸付対象者

次のすべてを満たす方

- ①前職(介護職)からの離職期間が2週間以上ある方
- ②1年以上の介護職の経験がある方
- ③介護福祉士や介護職員初任者研修などの資格等をお持ちの方
- ④対象となる京都府内の介護保険サービス事業所または施設に介護職員等^{*}として再就職する方(週20時間以上の勤務が必要)
- ⑤再就職されるまでに介護の資格届出制度又は京都府福祉人材・研修センターに登録される方
- ※介護保険サービスを提供する事業所等において介護職員その他主たる業務が介護等である者

対象となる経費^{*}

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
 - ②介護に係る講習会の参加経費や参考図書等の購入費
 - ③介護職員として働く際に必要な靴等の被服費
 - ④敷金、礼金、引越代などの転居費用
 - ⑤通勤用自転車またはバイクの購入費
 - ⑥その他、再就職に必要と認められる経費
- *実施主体に必要と認められる範囲に限られます

介護分野就職支援金貸付

障害分野就職支援金貸付

他業種で働いていた方が所定の研修を修了後、介護分野又は障害分野に従事する場合に貸付で応援します。

貸付額
20万円まで

貸付回数
1人1回限り

無利子

貸付対象者

次のすべてを満たす方

- ①対象の研修を修了している方
- ②京都府内の対象事業所で対象業務に週20時間以上従事しようとする方
- ③利用計画書を提出した方
- ④他の分野で従事した方等であり、介護職員等及び障害福祉職員として就労したことがない方
- ⑤京都府社会福祉協議会及び他の都道府県が適当と認める団体から同種の資金を借り受けたことがない方
- ⑥就職の翌々月末までに申請書を提出する方

※対象となる経費は就職に際し、真に必要と認められる費用

・再就職先の事業所を通じてお申し込みください。

・連帯保証人が1名必要です。

■ 問合せ 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター(貸付担当)
TEL 075-252-6298

2 保育士就職支援資金貸付事業

保育職場に就職される方を、貸付で応援します。

次の貸付は2年間継続して勤務した場合はいずれも**全額返還免除**。

保育士就職準備金貸付

貸付額
40万円まで

貸付回数
1人1回限り

無利子

貸付対象者

次のすべてを満たす方

- ①京都府内の保育施設^{*}に、新たに週20時間以上勤務する方
- ②保育の資格届出制度又は京都府福祉人材・研修センターに登録される方

※保育施設には要件があります

対象となる経費*

- ①保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ②転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ③保育所等で使用する被服費
- ④保育所等の勤務に復帰するに当たり研修を受けた際の研修費用
- ⑤保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費用
- ⑥申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる制服、用具などの購入費用
- ⑦子どもの預け先を探す際の活動に必要となる交通費などの費用
- ⑧その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用

※実施主体に必要と認められる範囲に限られます

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

貸付額
保育料の半額
(月額27,000円以内最長1年)

無利子

貸付対象者

未就学児を持つ保育士で保育の資格届出制度又は京都府福祉人材・研修センターに登録をされる方で次のいずれかを満たす方

- ①京都府内の保育施設^{*}に新たに週20時間以上勤務する方
- ②京都府内の保育施設^{*}に、週20時間以上雇用されていて、産後休暇または育児休業から復帰する方

※保育施設には要件があります

- ・就職先の保育所を通じてお申し込みください。
- ・連帯保証人が1名必要です。

■ **問合せ** 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター(貸付担当)
TEL 075-252-6298

福祉のお仕事まるわかりBOOK



5. 福祉・介護のホントQ&A

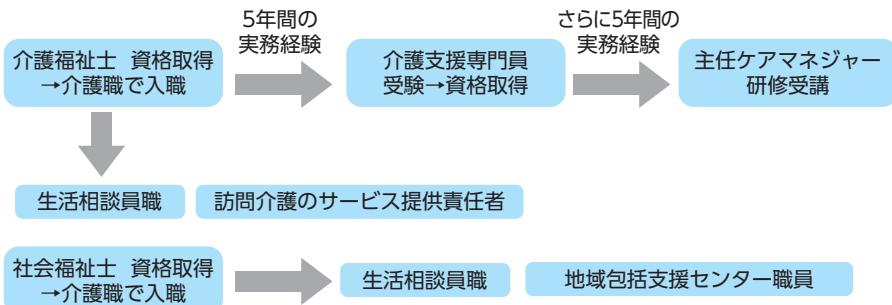
1 福祉・介護のホント Q&A

Q1 資格を活かしてキャリアアップできる職場ですか？

A1

介護福祉士、社会福祉士など資格が仕事に活かせます。仕事をしながら新たな資格を取得すれば、転居などがあっても仕事を探しやすいのも魅力。また今後事業所数も増えていく成長産業です。

専門職としてのキャリアアップ

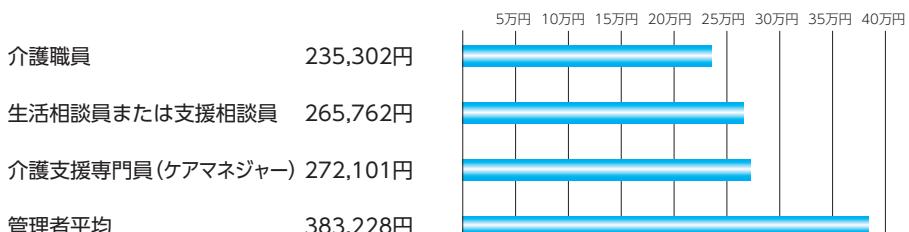


Q2 給与が低いと聞きますが本当ですか？

A2

介護職から始めて、専門職としてのキャリアアップや施設の管理者となることで収入アップにつながります。

高齢者施設の平均実質賃金(月給)

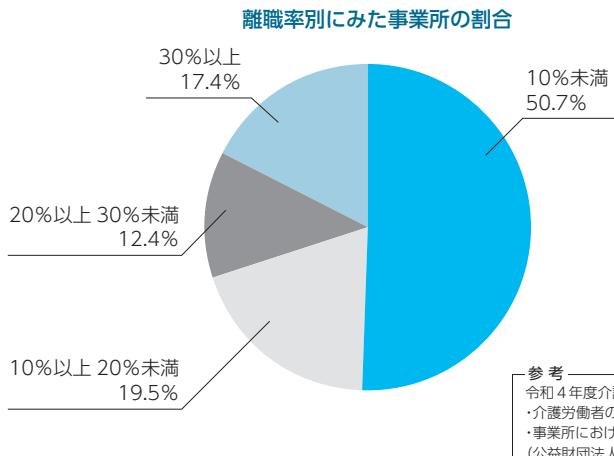


参考

令和4年度介護労働実態調査
・介護労働者の就業実態と就業意識調査
・事業所における介護労働実態調査結果報告書
(公益財団法人 介護労働安定センター)

Q3 離職率が高いと聞きますが本当ですか？

A3 かなり以前は離職率が高い時もありましたが、介護職員の離職率は14.4%、産業全体の離職率は15.0%で0.6%の差となって、ほとんど変わりません。事業所ごとの差が大きいようです。



参考
令和4年度介護労働実態調査
・介護労働者の就業実態と就業意識調査
・事業所における介護労働実態調査結果報告書
(公益財団法人 介護労働安定センター)

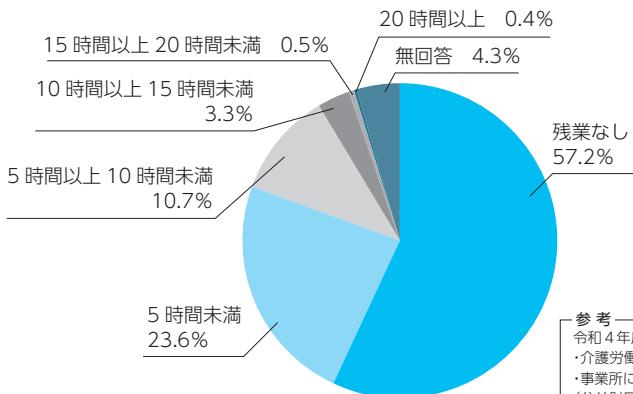
※離職率とは訪問介護職員・介護職員の1年間の状況

Q4 残業が多くて大変じゃないですか？

A4

介護職員の57.2%の人が残業なし。1週間の残業時間を調べたところ残業なし、5時間未満を合わせた割合は8割となり、ワークライフバランスを充実させることができる職場です。

1週間の残業時間数(正規職員)



参考

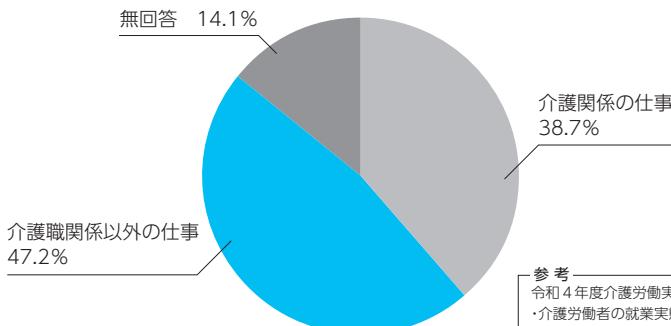
令和4年度介護労働実態調査
・介護労働者の就業実態と就業意識調査
・事業所における介護労働実態調査結果報告書
(公益財団法人 介護労働安定センター)

Q5 介護職の経験はありませんがやっていけるでしょうか？

A5

約半数の方が介護業界以外からの転職者です。資格のない方は入職後に先輩職員に教えてもらいながら働き、初任者研修などの資格研修や職場内の研修で技術や知識の習得ができます。

前職の勤務先の仕事の内容



参考

令和4年度介護労働実態調査
・介護労働者の就業実態と就業意識調査
・事業所における介護労働実態調査結果報告書
(公益財団法人 介護労働安定センター)

福祉のお仕事まるわかりBOOK



6. 資 料

1 施設 各職場(施設など)の概要

1 高齢者のための福祉サービス

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

寝たきりや認知症などのため、常時介護を必要とする高齢者が、家庭での介護が困難な場合に入所し生活する施設です。平成12年より、主に介護保険制度により運用されていますが、他の入所施設である介護老人保健施設に比べて、生活施設としての色彩が強いものです。介護保険制度上は、「特別養護老人ホーム」を「介護老人福祉施設」といいます。

介護老人保健施設

介護保険施設のひとつです。寝たきりの高齢者、認知症高齢者などで、入院による治療の必要はないものの、医学的管理を必要とする高齢者が一定期間入所して、家庭での生活復帰を目的に介護、リハビリなどの機能訓練や日常生活の支援を受ける施設です。
デイケアやショートステイも行っています。

介護医療院

介護保険施設のひとつで、介護を必要とする人に対して、療養上の管理、看護、医学的な管理に基づく介護などの支援、リハビリなどの機能訓練など、必要な医療を行うことを目的とした施設です。

養護老人ホーム

身体、精神、環境(住宅事情や家族との関係など)、および経済的な理由により自宅での生活が困難な高齢者が入り、生活援助を受ける施設です。

特別養護老人ホームの「特別」がとれた名称になっているので、心身の障がいが軽度の人
が利用するものと誤解されがちですが、上記にあるように住宅環境や社会環境などから在
宅での生活が困難な高齢者が利用する施設です。

盲養護老人ホーム

視覚障がいのある高齢者を利用対象とした養護老人ホームです。

訪問介護(ホームヘルプ)

日常生活に支障のあるおおむね65歳以上の方がいる家庭で、本人や家族が介護や家事などの援助を必要としている場合に、訪問介護員がその家庭に訪問して、高齢者の介護や家事、さらに必要な相談・助言をする事業です。

訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な方に、浴槽を自宅にもち込み入浴の介護を行います。

訪問看護

保健師や看護師などが家庭を訪問し、かかりつけの医師と連携して、病状の観察、褥瘡(じょくそう)の処置、機能訓練、ターミナルケアなどを行います。

訪問看護ステーション、病院などから派遣されます。

通所介護(デイサービス)

日常生活に支障のあるおおむね65歳以上の方が日中通って、入浴や食事、日常動作訓練サービスなどを受けます。

また、自宅から施設までの送迎も行っています。

短期入所生活介護(ショートステイサービス)

家族が介護に疲れた時や、冠婚葬祭や家族の病気などの事情により介護ができない時に、特別養護老人ホームなどに一週間程度高齢者が滞在してケアを受けるサービスです。

また、夜間の介護が受けられない高齢者が夜間だけ滞在するナイトケア事業や、滞在時間を3ヶ月まで伸ばして、自立度を高めることを目的としたミドルステイサービスもあります。

この事業の多くは、特別養護老人ホームや養護老人ホームに併設され、一般的の入所サービスと一体的ないし連携して実施されています。

「老人短期入所施設」として老人短期入所事業を専ら行う施設もありますが、この場合も特別養護老人ホームなどをあわせて運営している法人が多く、独自の採用を行っているところは少ないとと思われます。

訪問リハビリテーション

居宅にて介護を必要とする人の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

居宅にて介護を必要とする人に、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

居宅にて介護を必要とする人が介護老人保健施設や病院、診療所その他の施設に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その

他必要なりリハビリテーションを受けます。

特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)

特定施設(※)に入居している要介護者に、当該施設の提供するサービス、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活の支援、機能訓練、療養上の支援を行います。

※「特定施設」とは、有料老人ホームなどであって、地域密着型特定施設でないものを言います。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29名以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、当該施設の提供するサービス、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活の支援、および機能訓練、療養上の支援を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員29名以下の特別養護老人ホームの入居者に、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の支援、および機能訓練、健康管理および療養上の支援を行います。

夜間対応型訪問介護

居宅において介護を必要とする人に、夜間、定期的な巡回訪問または通報による入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の支援を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ひとつの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供、または訪問介護事業者が外部の訪問看護事業所と密接に連携しつつ訪問介護を提供するものです。定期的な巡回訪問や、随時の通報を受けて行われます。

認知症対応型通所介護

居宅において介護を必要とする認知症の人が老人福祉法の老人デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活の支援、および機能訓練を受けます。

小規模多機能型居宅介護

介護を必要とする人が住みなれた家・地域で生活を継続できるよう「通い」を中心に「泊まり」、「訪問」のサービスを組みあわせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活の支援を行います。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症で生活に困難をかかえた人が1ユニット(5~9人)で、共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活の支援、および機能訓練を行います。

地域包括支援センター

平成18年度から実施されている改正介護保険制度において、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、介護予防の推進や要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるような、包括的かつ継続的なサービス体制を支える地域の中核機関として設置されたものです。公正・中立な立場から、(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止などの権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援、(4)介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担っています。

在宅介護支援センター(法律名称: 老人介護支援センター)

在宅の要介護や虚弱の高齢者とその家族に対し、介護に関する相談に応じ、必要な連絡調整を行うセンターです。なお、地域包括支援センターが新設され、在宅介護支援センターの統廃合が進んでいます。

軽費老人ホーム

家庭環境・住宅事情などの理由により自宅において生活することが困難な所得の低い高齢者(原則として60歳以上)が低料金で利用できる施設です。A型は食事付き、B型は自炊が原則です。

ほとんどの施設が個室で、他に比べて住居としての性格が強くなっています。

ケアハウス

身体機能の低下があったり(自炊ができない程度)、高齢のため独立して生活するのに不安がある高齢者が利用できる施設です。

他の軽費老人ホームや特別養護老人ホーム・養護老人ホームと異なり、必要に応じて、在宅福祉・保健サービスを利用することができます。

老人福祉センター

無料・低額な料金で地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を提供し、また各種相談に応じる利用施設です。機能・規模に応じて、特A型、A型、B型があります。

2 障がい者のための福祉サービス(障害者総合支援法の関係)

平成25年4月から、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

居宅における生活支援のためのサービス

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動を支援するためのサービス

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型)

一般企業などでの就労が困難な人に、原則雇用契約に基づく継続的な就労を通じて、就労に関する知識および能力の向上のために訓練を行います。

就労継続支援(B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

地域活動支援センター

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。

夜間の居住を支援するためのサービス

障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※平成26年4月1日から、グループホームに一元化されています。

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

福祉ホーム

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

3 子どものための福祉サービス(子どもの健全育成関係)

保育所

日々保護者から、乳児や幼児をあずかり保育する施設です。

0歳から就学前までの子どもが通い、保育士が保護者に代わって保育を行います。保護者が働いているために日中の保育ができない場合だけでなく、保護者が病気や出産などの理由で利用される場合もあります。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いているいないに関わらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能)や、地域における子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動、親子の集いの場の提供などを行う機能を持ち合わせた施設で(1)幼保連携型、(2)幼稚園型、(3)保育園型、(4)地方裁量型の4タイプがあります。

乳児院

乳児(おおむね2歳未満)が入所し、養育する施設です。

さまざまな理由で親から離れて乳児が生活している施設であり、その子どもの生活を家庭に代わって支えます。

保育、看護、医療などの専門機能が求められる施設です。

家庭復帰が重要な目標のひとつとなるので、親との相談・調整などの専門性も求められます。

これらの専門機能を生かして、子育てについてなどの地域に対する相談事業を行っているところもあります。

母子生活支援施設

母子世帯を保護することを目的とする施設です。

平成10年、母子寮からこの「母子生活支援施設」に名称が変更されました。

母親とその子ども(18歳未満)が世帯として利用する施設です。

入所理由は、離別や死別により経済的な生活が困難な場合、母親の生活能力・養育能力が不足している場合などが、夫の暴力からの避難などの例も見られます。

母親に対しては就労援助、日々の生活の援助、育児相談・援助などを行い、子どもに対しては保育・学習指導などを行います。

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童(乳児を除く)が入所して、養育する施設です。

利用対象年齢はおおむね2歳から18歳までとなっています。

入所理由は、親などの保護者がいない場合よりは、家庭環境に問題がある場合などが多く、心に問題を抱えている子どもが少なくない状況にあります。

したがって、職員の仕事も、単に子どもたちの生活を家庭に代わって支えるだけでなく、心理・社会面の専門的なアプローチが求められます。また、退所後の支援も重要な仕事となっています。

児童心理治療施設

軽度の情緒障がいを有する児童が、短期間入所または、保護者の元から通い、情緒障がいを治療し、また退所した者について相談その他の支援を行い、自立のための援助を行う施設です。

児童自立支援施設

不良行為を行ったか、あるいはそのおそれがある児童および家庭環境などの環境上の理由により生活指導などが必要な児童が入所、または保護者の元から通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。

子どもの日常の生活を支えるとともに学校に代わっての学科指導、職業指導などが行われています。

児童家庭支援センター

子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設です。また、児童相談所、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行います。児童相談所を補完するものとして、児童福祉施設などに設置されています。

児童館

児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情緒を豊かにする施設です。

主に18歳未満の子どもが対象となります。

児童館によっては、保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を預かる学童保育を実施しています。

放課後児童クラブ

就労などにより保護者が昼間家にいない、小学校に就学している児童について、授業終了後小学校の空き教室や児童館などをを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

その他の事業

子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病などの社会的にやむを得ない理由(出産、冠婚葬祭、学校などの公的行事への参加を含む)、ひとり親家庭が仕事の理由(出張、転勤を含む)などによって家庭における児童の養育が一時的に困難になった18歳未満の児童や、あるいは、母子が夫の暴力により、緊急一時に保護を必要とする場合などに、児童福祉施設などにおいて一定期間(原則7日間程度)、養育・保護をする事業です(ショートステイ)。恒常的な残業などの場合には「トワイライトステイ事業」として、夕方から夜間の養育・保護をします。

4 子どものための福祉サービス(身体障がい児、知的障がい児関係)

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれしていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。

障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児利用援助)などの支援を行います。

保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

障害児入所施設

障がいのある児童が入所し、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。障がい児に対する施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。

5 低所得者のための福祉サービス

救護施設

身体上または精神上著しい障がいがあるために独立して生活することの困難な人が入所し、生活扶助を受ける施設です。

上記のように広い範囲の利用対象の設定であるので、他の福祉施設で十分対応できない人、たとえば重度障がいの人の利用があることが特徴です。

更生施設

身体上または精神上の理由により養護・補導を必要とする人が入所し、生活扶助を受ける施設です。

救護施設と同様の人が利用対象となります、社会復帰に力点が置かれています。

授産施設

身体上、精神上の理由、世帯の事情によりすぐに就業することが難しい人に対して、就労、技能の習得のために、必要な機会を設けて、自立を支援する施設です。

医療保護施設

医療を必要とする人に対して医療の給付を行う施設です。

6 母子家庭のための福祉サービス

母子生活支援施設 p68を参照

母子福祉センター

無料・低額な料金で、母子家庭の各種相談にのったり、生活指導・生業指導などを行う母子福祉施設です。

母子休養ホーム

無料・低額な料金で、母子家庭がレクリエーション・休養などに利用できる施設です。

7 その他の福祉サービス

婦人保護施設

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、さまざまな事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。

平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができるようになりました。

地域福祉センター

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、サービス、ボランティア活動の場の提供、各種福祉情報の提供を行うとともに、住民参加による各種事業を実施することを目的とする施設です。規模によりA型とB型があります。

デイサービス事業など在宅福祉サービスの実施が必須となっています。

老人憩いの家

市町村など地域において、高齢者の教養の向上、レクリエーションなどの活動の拠点として設けられる施設です。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、当該地域の社会福祉事業の連絡調整を中核とした、地域福祉の推進団体です。

社会福祉事業関係者(福祉施設、在宅福祉・保健サービスの実施機関、行政機関など)、福祉活動にかかわる住民組織(ボランティア団体、当事者組織、地区社会福祉協議会、町内会など)などで構成されています。

国、都道府県、市町村に設置されている全国ネットワークの組織ですが、それぞれ独立した社会福祉法人を形成しており、職員採用も個々の社会福祉協議会ごとに行われます。

事業内容は、地域の住民自身の福祉活動・ボランティア活動の推進、福祉の見守りネットワークづくりなど住民参加による福祉活動の推進、福祉のまちづくりの推進、地域福祉活動計画づくりなどを行っています。

また、訪問介護(ホームヘルプ)事業、デイサービス事業、入浴サービス事業など在宅福祉サービスの実施団体もあります。

したがって、職員は、地域福祉の推進事業などを担う「福祉活動専門員」などコーディネーター的な職種と、実際の介護・相談などを担うケアワーカー・ソーシャルワーカーなどの職種などさまざまな職種を含んでいます。

2 資格

1 介護福祉士

国家資格

受験資格あり

高齢者や身体・精神に障がいがあることにより日常生活を営むことに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、またその人やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

高齢者や障がい児・者のための入所施設や通所施設などで「介護職員」として、また、高齢者や障がい者の自宅を訪問し介護や生活援助を行う「ホームヘルパー」として活躍しています。

■ 取得方法

(1)実務経験ルート

- ① 3年以上介護などの実務に従事し、実務者研修(p75)を修了し国家試験に合格する。

(2)福祉系高校ルート

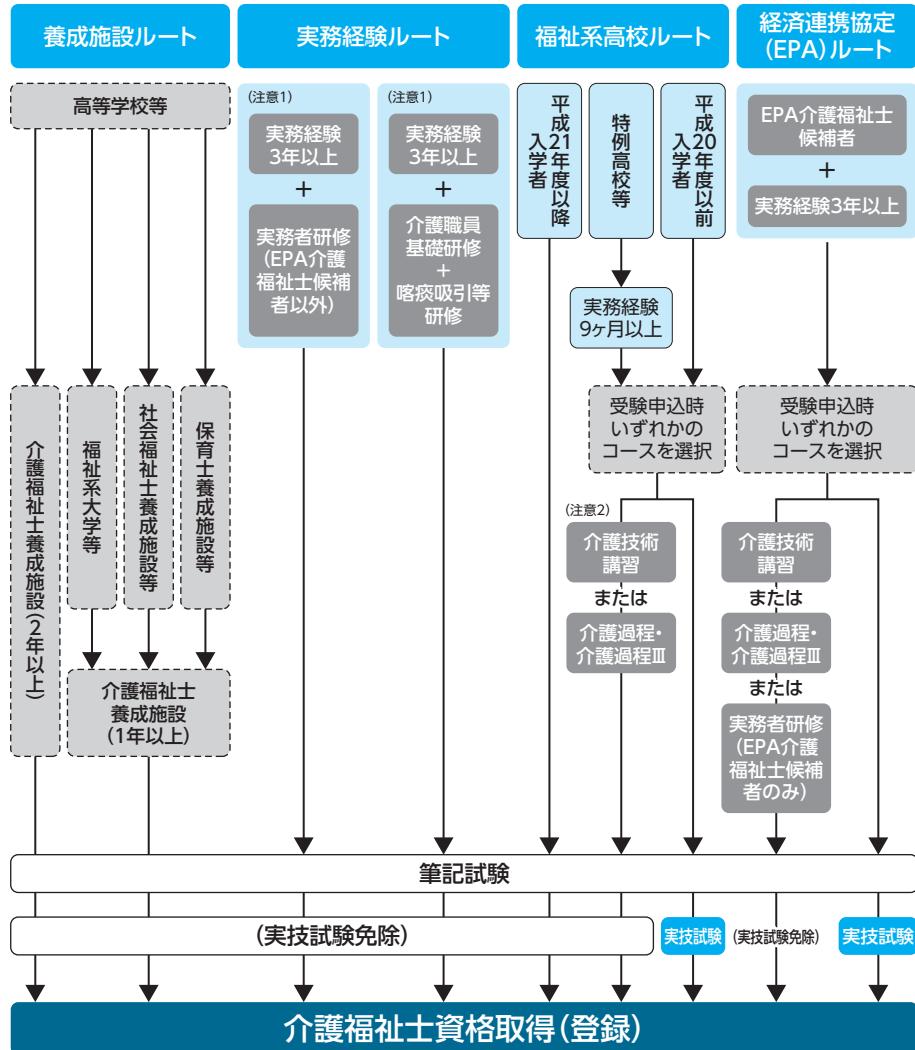
- ② 高等学校または高等学校の専攻科で福祉に関する所定の科目および単位を修め、国家試験に合格する。

(3)養成施設ルート

- ③ 養成施設で2年以上の専門課程を修了し、国家試験に合格する。

- ④ 福祉系大学・社会福祉養成施設・保育士養成施設などを卒業後、養成施設で1年以上の専門課程を修了し、国家試験に合格する。

養成施設ルートについては2026年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護などの業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。



(注意1) 実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

(注意2) 平成20年度以前に福祉系高等学校(専攻科を含む)に入学し、卒業した方、特例高等学校(専攻科を含む)を卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」、「介護過程」、「介護過程Ⅲ」のいずれか1つを修了または履修する必要があります。

■ 問合せ

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

TEL 03-3486-7521 (試験室) ホームページ <https://www.sssc.or.jp>

2 実務者研修

養成研修

認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、実務経験だけでは、十分に修得できない知識・技術を身につけることを目的とした研修です。3年以上の実務経験者が介護福祉士国家試験を受験する場合には、実務者研修受講が義務付けられていますので、介護職員としてキャリアアップを目指すには必須となってくる研修といえます。

■ 活躍の場

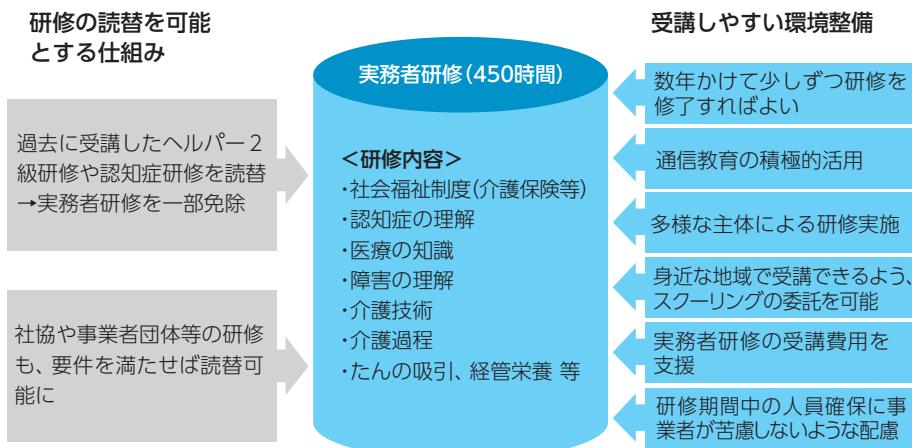
実務者研修を修了すると「サービス提供責任者」となることが可能です。訪問介護などを行う事業所では、サービス提供責任者の配置が必須となっているため、より必要とされる資格となります。

■ 受講方法

認知症の理解や医療ケアも含め450時間の研修を受講します。仕事をしながら修了できるよう、通学課程に加え、通信課程(一部通学)による受講も可能です。

介護職員初任者研修を修了している場合には、実務者研修の一部科目が免除されます。他にも実務者研修の教育内容と同等の研修を受講している場合、その科目が免除されます。

実務者研修のイメージ



3 介護員養成研修(介護職員初任者研修)

養成研修

在宅や施設で介護職員として働く上で、最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようになりますことを目的とした研修です。

■ 活躍の場

ホームヘルプサービス事業に従事する場合には、研修修了が条件です。

■ 受講方法

130時間の講義・演習を受講します。130時間とは別に筆記試験による修了評価が行われます。研修の受講形式は、土日のみや夜間のみ開講、通信制のものがあるため、在学中や在職中の受講も可能です。高齢者分野の求人には、研修修了を求人条件とするところが多くなっているため、受講しておいたほうが就職に有利です。

■ 問合せ

京都府健康福祉部 高齢者支援課

TEL 075-414-4570

介護員養成研修の指定事業者一覧が、京都府のホームページに掲載されています。

<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/13800007.html>

公共職業訓練などで受講できる場合もありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

4. 保育士

国家資格

受験資格あり

保育士は、専門的知識と技術をもって、児童の保育および児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

保育所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設 など

■ 取得方法

年に2回の国家試験(都道府県が実施)に合格する方法と保育士養成校で所定の課程・科目を履修し卒業する方法があります。なお、地域によっては、2回目の国家試験を地域限定保育士の試験として実施する自治体があります。保育士試験は筆記試験8科目と実技試験2科目があり、1度合格した科目は翌々年まで有効です。3年に分けて合格を目指すことができます。4年制一般大学に在籍している場合でも2年生から受験できます(2年以上在学で62単位修得が条件)。

※地域限定保育士(平成27年度創設)

・資格取得後3年間は当該自治体のみで働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる資格です。

※保育教諭

・平成27年度より、幼保連携型認定こども園に「保育教諭」が必置されました。「保育教諭」は、「幼稚園教諭の免許状」と「保育士資格」を併有していることが原則です。新制度施行5年間は、「幼稚園教諭の免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば「保育教諭」となることができるとする経過措置が設けられています。

・平成26年度から令和6年度末(予定)までは、「保育士資格」または「幼稚園教諭の免許状」をもち、保育士または幼稚園教諭として、指定の施設で一定期間以上(3年かつ4,320時間以上)の勤務経験がある場合には、もう一方の免許・資格取得に必要な単位などが軽減される特例制度が設けられています。詳細については、お住まいの都道府県(指定都市、中核都市にお住まいの方はそちらに)または都道府県教育委員会にお問い合わせください。

■ 問合せ

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

TEL 0120-4194-82

<https://hoyokyo.or.jp/exam/>

5. 社会福祉士

国家資格

受験資格あり

さまざまな理由で日常生活を営むことに支障がある人の福祉サービスの利用に関する相談、福祉サービス提供者などとの連携・調整などを行う専門職の国家資格です。

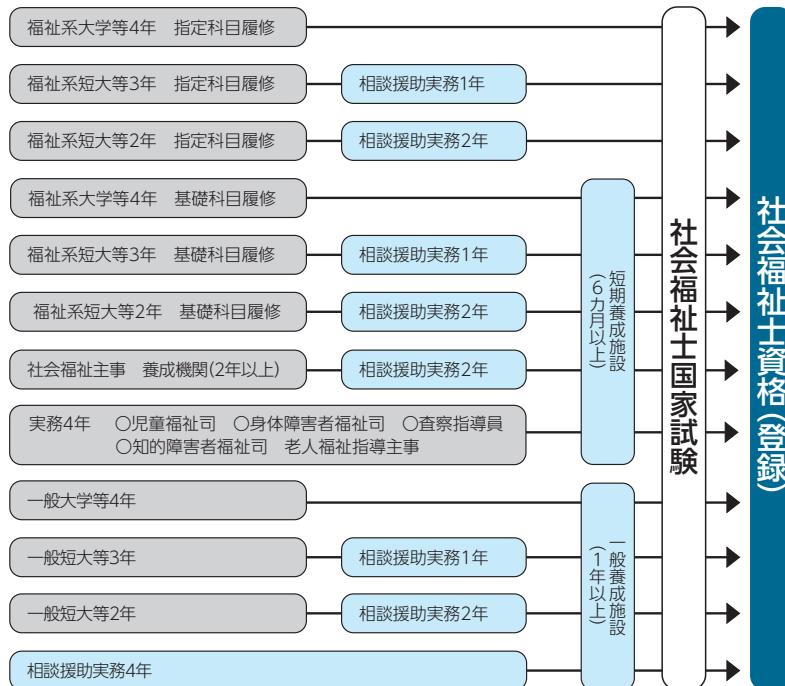
■ 活躍の場

各分野の社会福祉施設、社会福祉協議会、老人保健施設、病院、地域包括支援センター、福祉事務所、身体障害者更生相談所、児童相談所その他の行政機関など多岐にわたっています。

福祉施設では、「生活相談員」「生活支援員」「児童指導員」と呼ばれる相談員・指導員職、社会福祉協議会の福祉活動専門員、児童福祉司・身体障害者福祉司などの公務員、介護老人保健施設の支援相談員、病院の医療ソーシャルワーカーなどがあげられます。

■ 取得方法

取得には国家試験に合格しなければなりません。受験資格を得るには、福祉系の大学・短大で指定科目を履修するか、実務経験(4年後)または一般大学卒業または福祉系大学で基礎科目的履修後に指定の養成施設を卒業する方法があります。なお、短大(2~3年)については、実務経験(1~2年)が必要になります。



■ 問合せ

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター(試験室)

TEL 03-3486-7521 <https://www.sssc.or.jp>

6 精神保健福祉士

国家資格

受験資格あり

精神障がい者の保健および福祉に関する専門知識および技術をもって、社会復帰に向けて必要な相談、訓練などの援助を行う専門職の国家資格です。

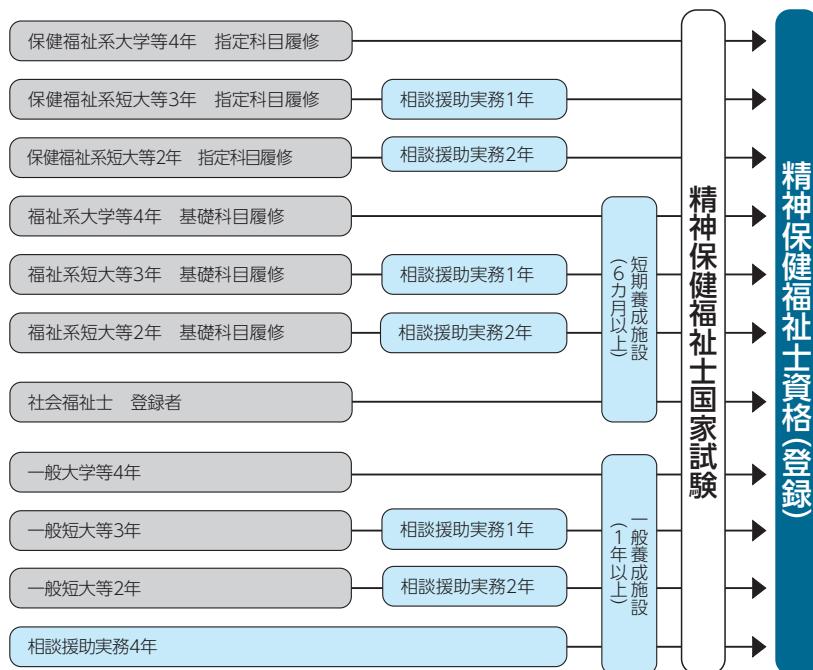
■ 活躍の場

精神保健福祉士は、精神病院や精神科デイケアなどの医療施設のソーシャルワーカー・相談員、障がい者の社会復帰のための施設・事業所の職員、保健所職員として活躍しています。

■ 取得方法

取得には国家試験に合格しなければなりません。受験資格を得るには保健、福祉系の大学で指定科目を履修するか、実務経験(1~4年後)または福祉系大学や一般大学など卒業後に指定の養成施設を卒業する方法があります。

※指定の養成施設には通信課程もあります。



■ 問合せ

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター(試験室)

TEL 03-3486-7521

<https://www.sssc.or.jp>

7 介護支援専門員(ケアマネジャー)

公的資格

受験資格あり

要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況などに応じて適切な介護サービスを受けられるよう介護サービス計画(ケアプラン)の作成や市町村・サービス事業者・施設などの連絡調整を行う専門職です。また市町村から委託を受けた場合には、要介護認定のための調査を実施することも職務になっています。

■ 活躍の場

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスなど

■ 取得方法

「介護支援専門員実務研修」を修了し、資格の登録を行うと資格が得られますが、この研修を受講するためには受講試験に合格しなければなりません。なお、介護支援専門員は、福祉・保健・医療の法定資格保有者および相談援助業務従事者であり、資格取得後、資格に基づく業務に5年(指定の相談業務は無資格でも可)の実務経験が必要ですので、新卒や他の業界からの転職の際に、就職前に取得できるものではありません。

都道府県より介護支援専門員証が交付されますが、この専門員証は有効期限が5年間であり、5年ごとに研修を受講します。

■ 問合せ

京都府健康福祉部 高齢者支援課 TEL 075-414-4578

8 社会福祉主任用資格

主任用資格

社会福祉主任は、地域で福祉サービスを必要としている人の相談にのり、生活保護の適用や福祉施設の入所手続きなど、一人ひとりの実情にあった福祉サービスを通して、利用者の自立した生活を援助する仕事に携わります。社会福祉主任用資格は本来、都道府県、市などの福祉事務所に社会福祉主任として任用される者に要求される資格(任用資格)です。社会福祉主任用資格が社会福祉施設長や生活相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員など一部の職種の任用基準として規定されています。

■ 活躍の場

福祉事務所のケースワーカー、社会福祉施設の指導員・相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員など

■ 取得方法

次のいずれかに該当すれば、有資格者となります。

- ① 大学などにおいて厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(※)を修めて卒業した者。
指定している34科目のうちいずれか3科目の履修
 - ② 厚生労働大臣、または都道府県知事が指定する養成機関(大学・短大・専門学校など) または講習会の課程を修了した者。
 - ③ 社会福祉士、精神保健福祉士など
 - ④ 社会福祉主任通信課程(現職者を対象)
- ※厚生労働大臣の指定した科目
- 平成12年4月1日以後に適用する科目(34科目)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

9 児童指導員任用資格

任用資格

子どもたちの健全育成を目指す児童福祉には、乳児や幼児の成長をサポートする保育という分野と、子どもたちの自立を指導・援助する分野の2つの側面があります。児童指導員は、家庭環境や心身に障がいをもった子どもたちを対象に、社会の一員として自立した生活を送ることが可能になるように、日々の生活を指導・援助する児童福祉の専門職です。児童指導員任用資格は、児童福祉施設のほとんどに置かれている児童指導員の任用に伴って求められる資格です。

■ 活躍の場

児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設など

■ 取得方法

- ① 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校（※実際には指定は行なわれていません）か、その他の養成施設（秩父学園付属養成所他計4力所）を卒業した者。
- ② 大学の学部で、心理学、教育学または社会学を修めて卒業した者。
※大学などで、心理学・教育学・社会学の3科のいずれかを「専攻」することが求められます。
- ③ 小学校、中学校または高等学校の教諭の資格をもつ者であって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者。
- ④ 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者。
- ⑤ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者。



一口メモ

・任用資格とは

福祉行政やその他関連領域の職種に就くために求められる国が定めた資格基準のことです。国の定めたそれぞれの任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。なお、これは、該当する職種として採用されると効力をもつ資格です。

10 看護師・准看護師

国家資格

公的資格

受験資格あり

医師の医療行為を支えるとともに、利用者の日常的な健康管理や衛生管理を行う専門職の国家資格です。施設内の衛生管理、感染症予防などの指導も担当します。

■ 活躍の場

入所施設ではいずれの分野の施設にも活躍の場が広がっています。在宅福祉の分野では、医師、ホームヘルパーなどと連携しながら在宅の医療的なケアを必要とする高齢者を訪問し、看護や家族に対する指導などを行なう訪問看護事業に従事する訪問看護師も増えています。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家試験の受験資格を得るには、看護系大学(4年制)、看護系短大・専門学校など(3・4年制)を卒業します。

※准看護師は国家資格に次ぐ知事資格であり、中卒後に専門学校(2年制)、専門高校(3年制)を卒業することで准看護師試験の受験資格を得られます。准看護師から看護師資格を得るには、さらに養成課程や実務経験を要します。

■ 問合せ

厚生労働省 医政局医事課試験免許室

TEL 03-5253-1111

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken

11 理学療法士

国家資格

受験資格あり

理学療法士(PT/physical therapist)は、何らかの原因で身体の機能に障がいをもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法を行い、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図る専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

病院やリハビリテーションセンターなどの医療分野が主な活動領域です。

社会福祉の分野では肢体不自由児施設、重症心身障害児施設のほか、障がい者を対象に機能訓練を行う施設や事業所などへの配置が規定されているほか、通所、訪問リハビリテーションや、高齢者を対象に機能訓練を行う施設、事業所などに配置されています。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家試験の受験資格は、主に

1. 指定の大学・短大(3年制)・専門学校(3・4年制)で履修
2. 作業療法士有資格者の場合、養成施設(2年以上)で履修 のいずれかです。

■ 問合せ

厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-3595-2204

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken

12 作業療法士

国家資格

受験資格あり

作業療法士(OT/occupational therapist)は、身体または精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、主体的な活動の獲得をはかるため、工作や手芸などの作業活動により治療・指導・援助を行い、機能の回復・維持および開発を促す専門職の国家資格です。作業療法士は子どもから高齢者まで、生活に障がいをもつすべての人に関わります。

■ 活躍の場

病院やリハビリテーションセンターなどの医療分野が主な活動領域です。

社会福祉の分野では肢体不自由児施設、重症心身障害児施設のほか、障がい者を対象に機能訓練を行う施設や事業所などへの配置が規定されているほか、通所、訪問リハビリテーションや、高齢者を対象に機能訓練を行う施設、事業所などに配置されています。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家試験の受験資格は、主に

1. 指定の大学・短大(3年制)・専門学校(3・4年制)で履修
2. 理学療法士有資格者の場合、養成施設(2年以上)で履修 のいずれかです。

■ 問合せ

厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-3595-2204

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken

13 言語聴覚士

国家資格

受験資格あり

言語聴覚士(ST/speech-language-hearing therapist)は、何らかの原因で言語障がいや難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障がいをもつ人にに対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障がいの軽減を図る専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

言語聴覚士の職場は、リハビリテーション科・耳鼻咽喉科を中心とした病院・診療所、難聴幼児通園施設、聴覚・言語障害者厚生施設を中心とした社会福祉施設などがあげられます。また、難聴学級等教育機関でも今後の活躍が期待されています。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家試験の受験資格は、主に

1. 指定の大学・短大(3年制)・専門学校(3・4年制)で履修
2. 4年制大学卒業後、養成施設(2年制)で履修 のいずれかです。

■ 問合せ

公益財団法人 医療研修推進財団 試験登録部

TEL 03-3501-6515 <https://pmet.or.jp>

14 視能訓練士

国家資格

受験資格あり

視覚能力に障がいのある人を対象に、視力や視野、眼球運動などの視機能検査を行うとともに、訓練治療を行い、地域で生活する多くの人の健康を管理し、病気の予防(保健指導)を行う専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

多くが病院やリハビリテーションセンターなどの医療機関です。保健所・学校などにも勤務している場合があります。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家試験の受験資格は、

- ① 指定の大学・養成所(3・4年制)で履修
- ② 短大卒業以上の場合には、養成施設(1年制)で履修 のいずれかです。

■ 問合せ

厚生労働省 医政局医事課試験免許室

TEL 03-5253-1111

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken

15 義肢装具士

国家資格

受験資格あり

何らかの障がいで失った手足の機能の代わりをする義肢やコレセットなどの治療を目的とした装具を製作し、利用者が日常生活を送るうえで必要な機能を補完し、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

義肢装具士の多くは、義肢装具製作施設に所属しており、病院、リハビリテーション施設、肢体不自由児施設などに出向いて業務を行います。利用者の相談にのり、医師の処方のもとに義肢装具製作のための設計、製作、さらに適合などのアフターケアを行います。

■ 取得方法

義肢装具士になるには、国家試験に合格する必要があります。受験資格は、厚生労働大臣が指定した義肢装具養成所において3年以上義肢装具士として必要な知識および技能を修得することなどにより得ることができます。

■ 問合せ

公益財団法人 テクノエイド協会 試験研修部

TEL 03-3266-6882

<http://www.techno-aids.or.jp>

16 公認心理師

国家資格

受験資格あり

心理学に関する専門的知識及び技術をもって支援を要する者に対して、相談及び助言等を行う専門職の国家資格です。また、その役割として教育や情報の提供・発信をすることも求められています。

■ 活躍の場

医療機関や公的な相談機関(教員相談機関、児童相談所、精神保健福祉センターなど)のほかに、社会福祉施設では児童心理治療施設に心理療法を担当する職員が必要とされています。その他の施設でも非常勤での導入が徐々に進んでいます。

■ 取得方法

年1回実施される国家試験に合格しなければなりません。国家資格の受験資格は、主に次の通りです。

1. 大学および大学院で、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修了した者、またはそれに準ずる者。
2. 大学で心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者、またはそれに準ずる者で、一定の施設において心理に関する支援の業務に従事した者。
3. 上記2つに掲げる者と同等以上の知識・技能を有する者

■ 問合せ

一般財団法人 日本心理研修センター

TEL 03-6912-2655 <https://www.jccpp.or.jp/Top.cgi>

17 臨床心理士

認定資格

受験資格あり

発達検査や心理検査を用いて、利用者の課題を見つけたり、心理療法を用いてその解決を支援します。利用者の家族や施設職員を対象とする職場もあります。

■ 活躍の場

医療機関や公的な相談機関(教員相談機関、児童相談所、精神保健福祉センターなど)のほかに、社会福祉施設では児童心理治療施設に心理療法を担当する職員が必要とされています。その他の施設でも非常勤での導入が徐々に進んでいます。

■ 取得方法

臨床心理士資格は国家資格ではなく、学会認定資格(下記認定協会)のため、これを資格条件とした法定の職種はありませんが求人要件とするものがあります。児童心理治療施設の心理療法を担当する職に従事するには、大学において心理学修了のうえ、1年以上の現場経験が求められます。

■ 問合せ

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

TEL 03-3817-0020 <http://fjcbcp.or.jp>

18 管理栄養士・栄養士

国家資格

公的資格

受験資格あり

栄養バランスのとれた献立を作成する食事管理など栄養指導を通して、健康保持・増進、疾病の予防、疾病をもつ人にはその治療をすすめる専門職の国家資格です。

■ 活躍の場

社会福祉施設のほとんどが利用者に食事を提供していますので、栄養士が必要です。一部外注している事業所や同じ法人内の別の事業所職員が兼務している場合があります。

■ 取得方法

国指定の養成校(大学、短大、専門学校)で指定の過程を修了すると取得できます。また、

- ① 指定の養成施設(大学)を卒業するか
- ② 栄養士資格取得後に実務経験を積み、年1回実施される国家試験に合格すれば管理栄養士資格を取得することもできます。栄養士より専門性の高いとされる資格で、栄養指導のための企画や傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導などに加え、栄養士の指導も行います。

■ 問合せ

厚生労働省 健康局 健康課栄養指導室

TEL 03-5253-1111

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/

19 調理員

公的資格

受験資格あり

調理の業務にあたる者の専門資格です。栄養士と同じく、社会福祉施設のほとんどが利用者に食事を提供していますので、調理員が必要です。

■ 取得方法

調理員になるには法定の資格はありませんが、調理師免許を条件とする求人も見られます。調理師免許は、

- ① 国指定の養成過程を修了するか
- ② 定められた施設で2年以上の調理経験のうえ、都道府県が実施する調理師試験に合格するかのいずれかの方法で取得することができます。指定の養成校には専門学校(1・2年制)、高校(1・3年制)などがあり、夜間(1年半)もあります。

■ 問合せ

関西広域連合本部事務局(調理師試験担当)

TEL 06-4803-5669

事務局URL

トップページ <https://www.kouiki-kansai.jp>

資格試験・免許等

<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/shikakumenkyo/index.html>

20 移動支援従業者(ガイドヘルパー)

視覚障がい・全身性障がい・知的障がい・精神障がいのある方が外出する際に支援を行うための資格です。

■ 取得方法

都道府県、または政令市が実施(または指定)する研修を受けることで取得することができます。全身性障がい・知的障がい・精神障がいなどそれぞれの障がいに応じた支援の技術や外出の演習が実施されます。

■ 問合せ

京都市移動支援従業者養成研修

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

TEL 075-222-4161

京都市のホームページ「京都市情報館」 <https://www.city.kyoto.lg.jp/index.html>

トップページ> 健康・福祉・教育> 障害者福祉> 移動支援事業従業者(ガイドヘルパー)養成研修

京都府同行援護従業者養成研修

京都府健康福祉部 障害者支援課

TEL 075-414-4600

21 福祉用具専門相談員

高齢者が介護保険で福祉用具を利用する際、ご本人やご家族の希望に応じて、その方の状況にあった福祉用具の選定相談や身体状況に合わせて福祉用具の調整などを行う専門職です。また、高齢者の心身状態は変化しやすいことから、定期的に利用者宅を訪問して利用状況などを調査し、適切な利用のための援助を行います。

■ 取得方法

都道府県知事が指定した事業者により行われる「福祉用具専門相談員指定講習」に参加し、所定の課程を修了した者

※介護福祉士、社会福祉士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士の有資格者はすでに持っているとみなされる資格です。

■ 問合せ

京都府健康福祉部 高齢者支援課

TEL 075-414-4574

22 介護予防運動指導員

高齢者のための筋力向上トレーニングをはじめとした介護予防プログラムの作成や運動指導により、高齢者が自立した生活を送れるように適切なサポートを行う専門家です。具体的には、筋力向上トレーニングや歩行訓練などの運動訓練、誤嚥などを予防する口腔訓練、栄養失調などや栄養の偏りをなくし健康に生活するための栄養指導などをすることができます。

■ 取得方法

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの指定研修を修了し、修了試験に合格すると修了証および登録証が送付されます。登録後は3年ごとの更新が必要となります。

■ 問合せ

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

経営企画局事務部 経営企画課介護予防担当

TEL 03-3964-3241

23 手話通訳士

手話の技術によって健聴者(耳が聴こえる人)と聴覚障がい者のコミュニケーションを援助する手話通訳者の公的な資格で、手話通訳の専門的な知識と技術を社会的に保障するために制度化されたものです。

まだ職業としては確立されておらず、多くの人は別の仕事に就きながら、ボランティアとして活躍しています。しかし、最近では、地方自治体などの公的機関などで手話通訳士を採用するところも出てきています。

■ 取得方法

手話通訳士になるには、厚生労働大臣公認手話通訳技能認定試験に合格し、登録を行う必要があります。

受験資格は20歳以上です。ただし、実技試験受験の目安として3年程度以上の手話通訳経験が求められます(3年未満でも受験可)。

市区町村などが行う手話講習会に参加して、手話を学ぶことができます。また、数は少ないですが専門学校で専攻コースを設けているところもあります。

■ 問合せ

社会福祉法人 聰力障害者情報文化センター 公益支援部門

TEL 03-6833-5003

<http://www.jyoubun-center.or.jp>

資格取得に役立つ奨学金・給付金など

介護福祉士修学資金等貸付事業・保育士修学資金貸付事業

介護福祉士修学資金等貸付事業とは、介護福祉士や社会福祉士の養成施設（大学・専門学校）へ進学・在学し、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指し、資格取得後に社会福祉施設などで介護および相談援助業務に従事する意思を持つ方に資金（入学金・学費）を貸し付ける事業です。

同様に、保育士修学資金貸付事業は、保育士養成施設に進学・在学し、保育士資格の取得を目指し、資格取得後に児童福祉施設などで保育業務に従事する意思を持つ方に資金の貸し付けを行っています。

この制度は、養成施設などに在学している期間中、1ヶ月5万円を限度に貸付を行うとともに、入学時・卒業時にそれぞれ20万円以内を別途貸し付けるものです。なお、介護福祉士修学資金等貸付事業には受験対策費用として最終学年に8万円を上限に別途貸し付けを受けることができます。貸付利子は無利子で、養成施設などを卒業後、京都府内で5年間、介護または相談援助、保育の業務に従事した場合、返還が免除されます。

詳しくは、進学を希望する大学や専門学校にお問い合わせください。

■ 問合せ

京都府社会福祉協議会 総務部 福祉経営推進課

TEL 075-252-6292

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士としての業務に従事しようとする方に修学資金等、最大15万円を貸し付ける事業です。

介護福祉士実務者研修受講期間に申請する必要があります。

介護福祉士実務者研修終了後、介護福祉士として登録し対象業務に継続して2年間従事した場合、返還が免除されます。

■ 問合せ

京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター（貸付担当）

TEL 075-252-6298

公共職業訓練

公共職業訓練は、離職された方など求職中の方が、就職に必要な技能や知識を身に付け、早期に就職できるよう、国(高齢・障害・求職者雇用支援機構)や地方公共団体(都道府県など)が実施する訓練です。(多くは民間の専門学校など訓練機関に委託して実施しています。)

訓練コースは多様で、介護福祉士資格を取得できるコースや、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修を修了できるコースなどもあります。受講料は無料ですが、個人の所有となる教科書代などについては自己負担となります。

受講対象者は、雇用保険の受給資格がある方など、再就職を目指す求職者です。受講するためにはハローワーク(公共職業安定所)の受講指示(または推薦)などが必要ですので、受講を希望する場合は、募集期間等をご検討の上、ハローワークにご相談ください。訓練の受講に当たっては、訓練の実施機関において、一定の選考(面接・筆記試験など)が行われる場合があります。

また、雇用保険を受給できない方には、生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職等を目指す、「求職者支援制度」があります。

雇用保険を受給できない方(受給を終了した方を含む)で、一定の要件を満たす場合は、生活支援の給付金(月10万円)が受給できます。

なお、給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合は、「求職者支援資金融資」(貸付制度)を利用することができます。

詳しくはハローワークにお問い合わせください。

■ 京都府の問合せ

京都府立京都高等技術専門校

TEL 075-642-4451

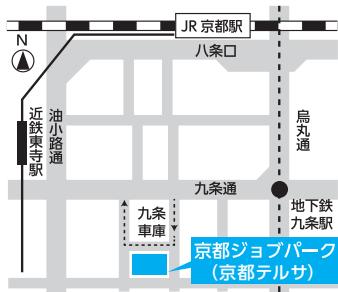
京都府立福知山高等技術専門校

TEL 0773-27-6212

3 関係機関情報

京都ジョブパーク

名称	住所	TEL/FAX	利用時間
京都ジョブパーク 福祉人材コーナー (福祉人材カフェ)	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 (新町通九条下ル) 京都テルサ西館3階 京都ジョブパーク内	075-682-8915 075-682-4189	(月～金曜日) 9:00～19:00 (土曜) 9:00～17:00 日、祝日、年末年始 (12/29～1/3) は休み※就業相談要予約
京都府ジョブパーク 福祉人材コーナー (北部福祉人材カフェ)	〒620-0045 福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま 4階	0773-22-3878 0773-22-2818	(月～金曜日) 9:00～17:00 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3) は休み※就業相談要予約



京都ジョブパーク地図



京都府ジョブパーク地図

京都府内のハローワーク

No.	名 称	住 所	TEL	管 轄 区 域
1	ハローワーク西陣	〒602-8258 京都市上京区大宮通中立売下ル 和水町439-1	075-451-8609	京都市のうち上京区、中京区、北区、左京区、右京区、西京区、龜岡市、南丹市、船井郡
2	ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西 角 明治安田生命京都ビル1階	075-255-1161	京都市のうち上京区、中京区、北区、左京区、右京区、西京区、龜岡市、南丹市、船井郡
3	ハローワーク園部	〒622-0001 南丹市園部町宮町71	0771-62-0246	京都市右京区京北、龜岡市、南丹市、船井郡
4	ハローワーク京都七条	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下 ル 東油小路町803	075-341-8609	京都市のうち下京区、南区、東山区、山科区、向日市、長岡京市、乙訓郡
5	ハローワーク伏見	〒612-8058 京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609	京都市のうち伏見区、八幡市
6	ハローワーク宇治	〒611-0021 宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609	宇治市、城陽市、久世郡、綴喜郡のうち宇治田原町

No.	名 称	住 所	TEL	管 轄 区 域
7	ハローワーク京都田辺	〒610-0334 京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609	京田辺市、綴喜郡のうち井手町、木津川市、相楽郡
8	ハローワーク木津	〒619-0214 木津川市木津駅前一丁目50番地 木津地方合同庁舎1階	0774-73-8609	木津川市、相楽郡のうち笠置町、和束町、南山城村
9	ハローワーク福知山	〒620-0933 福知山市東羽合町37	0773-23-8609	福知山市、綾部市
10	ハローワーク綾部	〒623-0053 綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609	綾部市
11	ハローワーク舞鶴	〒624-0937 舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609	舞鶴市
12	ハローワーク峰山	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-13	0772-62-8609	宮津市、京丹後市、与謝郡
13	ハローワーク宮津	〒626-0046 宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609	宮津市、与謝郡

近畿府県の福祉人材センター・人材バンク

名 称	住 所	TEL
滋賀県介護・福祉人材センター くさつセンター	〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1-1 エルティ932 3階	077-567-3925
滋賀県介護・福祉人材センター ひこねセンター	〒522-0074 滋賀県彦根市大東町2-28 アル・プラザ彦根4階 コージータウン内	0749-21-6300
京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874 京都市中京区竹屋町烏丸東入清水町375 ハートピア京都地下1階	075-252-6297
大阪福祉人材支援センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020
兵庫県福祉人材センター	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
姫路市福祉人材バンク	〒672-8040 姫路市飾磨区野田町127番地 高田姫路ビル7階	079-284-9988
奈良県福祉人材センター	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉総合センター3F	0744-29-0160
和歌山県福祉人材センター	〒640-8545 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211
紀南福祉人材バンク	〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター内	0739-26-4918

4 京都府福祉人材・研修センターのご案内

京都府福祉人材・研修センターは厚生労働大臣の許可を得て京都府社会福祉協議会が運営する無料職業紹介所です。(京都府委託事業)

福祉専門の公的な職業紹介機関です。

お一人おひとりに応じた求職相談を行います！

1. 求職相談

- ・個別相談
- ・就職情報の提供
- ・福祉の仕事・資格について
- ・働き方に関する相談



2. 求職登録

- ・登録者への求人情報誌の送付
- ・イベント、セミナーなどの案内
(登録期間 3ヶ月)



3. 福祉の職場見学・体験

- ・1Dayチャレンジ 保育職場見学ツアー

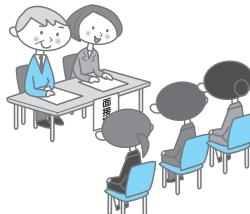


4. 仕事を探す

- ・就職フェア・相談会の案内
- ・職業紹介

5. 就職

- ・就職後の相談



福祉人材センターが取り扱う職種

介護職、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、児童指導員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、調理員、事務職員、社会福祉協議会専門員など

就職に関する相談・情報提供

「未経験で不安」「どのように施設を選べばいいの?」など、なんでもご相談ください。来所できない方は電話やメールでも相談できます。

求職登録

来所またはインターネットで求職登録できます。登録された方には就職フェア、相談会などの案内や求人情報誌「すてっぷ」をお送りします。(*1)

ご希望に応じてスカウトサービス(*2)も利用できます。

○登録の有効期限 一般: 3ヵ月

学生: 卒業年度の3月末

インターネットで更新や抹消手続きが可能
○Web登録は、「福祉のお仕事」からできます。

*1 求人情報誌「すてっぷ」は学生をのぞく一般求職者に送付します。

*2 求職者マイページまたは届出者マイページを登録のうえ求職登録をした方が対象となります。

福祉のお仕事

検索



職場見学・体験

半日～1日で福祉職場を見学・体験できる「1Dayチャレンジ」や「保育職場見学ツアー」をご用意しています。施設選びもご相談ください。

お仕事の紹介

「自宅近くで働きたい」「障がい分野で就労支援がしたい」など仕事に関する希望をお伝えください。福祉専門の相談員があなたに合う求人をお探しします。応募に際しては応募条件の確認や採用担当者と面接日を調整したうえで紹介状を発行します。

☆求人はインターネットでも検索できます。

福祉のお仕事 (<https://www.fukushi-work.jp>)

ほかにもさまざまな就職支援を行っています。

1. 就職関連イベントのご案内
府内で開催される福祉関連の就職イベントをホームページ(フクジョブ)に掲載しています。
2. セミナーの開催
就職活動に役立つセミナーを開催しています。
3. 福祉資格者の再就職支援
介護の資格をお持ちの方が再就職される際に受けられる「介護人材再就職準備金の貸付(詳細 p54)」の事業などを実施しています。

京都府福祉人材・研修センターホームページ

福祉職場 就職サポートサイト **FUKUJOB**

「FUKUJOB」は京都府福祉人材・研修センターが運営する京都府の福祉のお仕事総合情報サイトです。京都府内の福祉職場への就職に役立つ情報がもりだくさん！

パソコンでもスマホでもチェックできます！

FUKUJOB 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
京都府福祉人材・研修センター

文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒 灰 青
無料職業紹介事業許可番号 26-ム-010006

Tel 075-252-6297 メールでのお問い合わせ

センターの紹介 センターへの登録 イベント情報 FUKUJOBフェア 見学・体験 よくあるご質問 施設・事業所の方
Q

<p>福の仕事をお探しの方</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職登録 就職相談 求人の検索・応募 スカウトを受ける 見学・体験 (1Dayチャレンジ) 福祉の仕事について 福祉の資格について 介護の資格届出制度 学生の方へ 養成校・大学の就職担当の方へ 登録の更新・抹消手続き 	<p>保育の仕事をお探しの方</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職登録 就職相談 求人の検索・応募 スカウトを受ける 見学・体験 (1Dayチャレンジ) 福祉の仕事について 福祉の資格について 介護の資格届出制度 学生の方へ 養成校・大学の就職担当の方へ 登録の更新・抹消手続き 	<p>施設・事業所の方 (登録・紹介無料)</p>
--	---	-------------------------------

2023.10.21.土



京都府保育人材マッチング支援センター
LINE 公式アカウント
友だち登録をいただくと「祝職フェア」等のイベント情報が容易に入手可能です。

FUKUJOB 学生就活応援サイト



学生の福祉職場 アルバイト応援サイト
学生の皆さんが安心してアルバイトができる
福祉職場をご案内します
詳しくはこちら

見学・就業体験できる施設・事業所はここからチェック

<https://fukujob.kyoshakyo.or.jp/>

フクジョブ

検索



お 問 い 合 わ せ • ア ク セ ス

社会福祉法人
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
ハートピア京都 地下1階

TEL.075-252-6297

FAX.075-252-6312

午前9時～午後5時 紹約不要

土・日・祝日、年末年始

(12月29日～1月3日)は休み

FUKUJOB フクジョブ 検索
<https://fukujob.kyoshakyo.or.jp/>



- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」
バス停下車、烏丸通り沿い南へ